工事請負契約設計変更ガイドライン

令和6年10月

東京都下水道局

ガイドラインの策定と改正の背景

・ガイドライン策定の背景

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約に係る標準契約書の約款（以下「契約約款」という。）第17条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続の認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

このことから、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため、本ガイドラインを策定したものである。

・ガイドライン改正の背景

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の第７条では、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記され、設計変更が発注者の責務として法的に位置付けられた。

このような背景の下、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にするため、本ガイドラインは適宜、改正を行ってきた。

【改正経緯】

平成29年４月：「工事一時中止」や「設計図書の照査」の明確化

平成31年４月：一部一時中止の積算方法等の見直し

令和６年８月：猛暑による作業の一時的な中止を対象として明確化

目　次

第１章　設計変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1-1　適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　1-1-1　「工事請負契約設計変更ガイドライン」の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・ 2
1-2　設計変更の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　1-2-1　設計変更の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　1-2-2　設計変更の対象事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　1-2-3　設計変更の対象とならないケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　1-2-4　設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）　・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　1-2-5　設計変更の手続（契約約款第18条関係）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　1-2-6　設計変更の手続（契約約款第20条関係）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　1-2-7　設計変更の手続（契約約款第21条関係）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　1-2-8　設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）・10
1-3　設計変更の対象となる具体的な事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　1-3-1　図面と仕様書が一致しない　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　1-3-2　設計図書に誤謬又は脱漏がある　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　1-3-3　設計図書の表示が明確でない　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　1-3-4　設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する・・・・・・・・・・12
　1-3-5　予期することのできない特別な状態が生じた・・・・・・・・・・・・・・・・13
　1-3-6　発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更・・・・・・・・・・・・・13
　1-3-7　受注者の責めによらない事由による工事の一時中止・・・・・・・・・・・・・14
　1-3-8　受注者の請求による工期の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　1-3-9　発注者の請求による工期の短縮等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
1-4　仮設及び施工方法等の設計変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　1-4-1　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　1-4-2　任意と指定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　1-4-3　任意における不適切な対応事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　1-4-4　指定とする場合の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　1-4-5　任意仮設と指定仮設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　1-4-6　仮設の設計変更の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第２章　設計図書の照査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
2-1　「設計図書の照査」の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　2-1-1　「設計図書の照査」に係る規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　2-1-2　「設計図書の照査」の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　2-1-3　「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）　・・・・・・・・・・・・・21
　2-1-4　設計図書の照査項目と主な内容の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第３章　工事一時中止　（土木工事編）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
3-1　発注者の中止指示義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
3-2　工事を中止すべき場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
3-3　中止の指示・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
3-4　基本計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
3-5　工期短縮計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
3-6　契約金額又は工期の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
3-7　工事の一時中止に係る基本フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
3-8　工事の一時中止に係る基本フローの解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
参考　工事における工期の延長等に伴う増加費用等について　・・・・・・・・・・・・・33
1　増加費用の積算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
2　全部一時中止と一部一時中止の違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
3　全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
4　工事一時中止の増加費用の適用範囲及び項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
5　基本計画書の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
6　簡便法による積算の計算例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
7　積み上げによる積算の請求書例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

第４章　工事一時中止　（建築工事編）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
4-1　発注者の中止指示義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
4-2　工事を中止すべき場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
4-3　中止の指示・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
4-4　基本計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
4-5　工期短縮計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
4-6　契約金額又は工期の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
4-7　工事の一時中止に係る基本フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
参考 工事の一時中止に伴う増加費用等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
1　増加費用に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
1-1　本工事施工中に中止した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
1-2　工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）　・・・・61
1-3　中止に伴う増加費用の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
1-4　増加費用等の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
1-5　増加費用の積算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
1-6　契約後準備工着手前に中止した場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
1-7　準備工期間に中止した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
2　基本計画書の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

第５章　工事一時中止（設備工事編）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
5-1　発注者の中止指示義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
5-2　工事を中止すべき場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

5-3　中止の指示・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
5-4　基本計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
5-5　工期短縮計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
5-6　契約金額又は工期の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
5-7　工事の一時中止に係る基本フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
5-8　工事の一時中止に係る基本フローの解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
参考　工事における工期の延長等に伴う増加費用等について　・・・・・・・・・・・・・・74
　1　増加費用の積算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
　1-1　本工事施工中に中止した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
　1-2　工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）　・・・・・75
　1-3　中止に伴う増加費用の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
　1-4　増加費用等の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
　1-5　増加費用の積算上の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
　2　全部一時中止と一部一時中止の違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
　3　工事一時中止の増加費用の適用範囲及び項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
　4　基本計画書の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
　6　積み上げによる積算の請求書例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87

第６章　工事一時中止に関する様式集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

関連資料　契約約款（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

第１章　設計変更

第１章　設計変更

1-1　適用範囲

1-1-1　「工事請負契約設計変更ガイドライン」の適用範囲

「工事請負契約設計変更ガイドライン」は、下水道施設（管きょ、水再生センター及びポンプ所等）に関わる「土木工事」、「建築工事」、「設備工事」に適用する。

1-2　設計変更の基本事項

1-2-1　設計変更の基本的な考え方

工事の施工は設計図書に基づいて行うべきであるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行う。

この場合、特に留意すべき点として、工種の追加が必要になった場合において、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行うこととする。この場合において、指示等で実施を決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大となることを理由に設計変更に応じない又は設計変更に伴って必要と認められる工期の変更を行わないといったことがあってはならない。

なお、このいずれにしても、適切な設計図書と工期設定の下、発注していることが前提であることは言うまでもない。発注金額を抑えるために分割発注し、発注後に一体施工を理由に設計変更するなど、設計変更を前提とした発注は、受注者に負担を強いるばかりか、適切な設計変更を阻害するものであり、厳に行ってはならない。

1-2-2　設計変更の対象事項

契約約款において、設計変更の対象事項は以下のとおり規定している。

契約約款第14条第7項　（支給材料、貸与品及び発生品）

○　発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約約款第16条第1項（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

○　受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担をしなければならない。

契約約款第17条第1項　（条件変更等）（抜粋）

○　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第18条　（設計図書の変更）（抜粋）

○　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第19条第1項　（工事の中止）（抜粋）

○　～受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

契約約款第20条第1項（受注者の請求による工期の延長）

○　受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。

契約約款第21条第1項（発注者の請求による工期の短縮等）

○　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1　支給材料及び貸与品の変更を発注者が必要と認める場合	第14条第７項
2　工事の施工が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合	第16条第１項
3　図面と仕様書が一致しない場合 （これらの優先順位が定められている場合を除く。）	第17条第１項第１号
4　設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	第17条第１項第２号
5　設計図書の表示が明確でない場合	第17条第１項第３号
6　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合	第17条第１項第４号
7　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第17条第１項第５号
8　受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合	第17条 第18条
9　発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合	第18条
10　工事用地等の確保できない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合又は条件変更等の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業が発生した場合を含む。）に、工事を一時中止する場合	第19条
11　自己の責めに帰すことができない事由により、受注者が発注者に工期の延長を請求する場合	第20条
12　特別の理由により工期の短縮を発注者が受注者に請求する場合	第21条

上記のほかにも、特許権等の使用（第7条）賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更（第24条）、臨機の措置（第25条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

1-2-3　設計変更の対象とならないケース

次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第25条（臨機の措置）により施工した場合はこの限りではない。

（１）契約約款第14条及び第17条から第23条までに定められた手続並びに土木工事標準仕様書、建築工事標準仕様書及び設備工事標準仕様書（東京都下水道局。以下「標準仕様書」という。）に定められている所定の手続を経ていない場合

（２）正式な書面による指示等によらないで施工した場合（口頭のみの指示・協議等）

（３）設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合

（４）発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合

（５）「承諾」で施工した場合

※　承諾とは、受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第17条（条件変更等）で処理される必要があり、安易に承諾による施工を認めることは避けるべきである。

1-2-4　設計変更の手続（契約約款第17条第１項関係）

・図面と仕様書が一致しない場合 （これらの優先順位が定められている場合を除く。）
・設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
・設計図書の表示が明確でない場合
・工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合
・設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

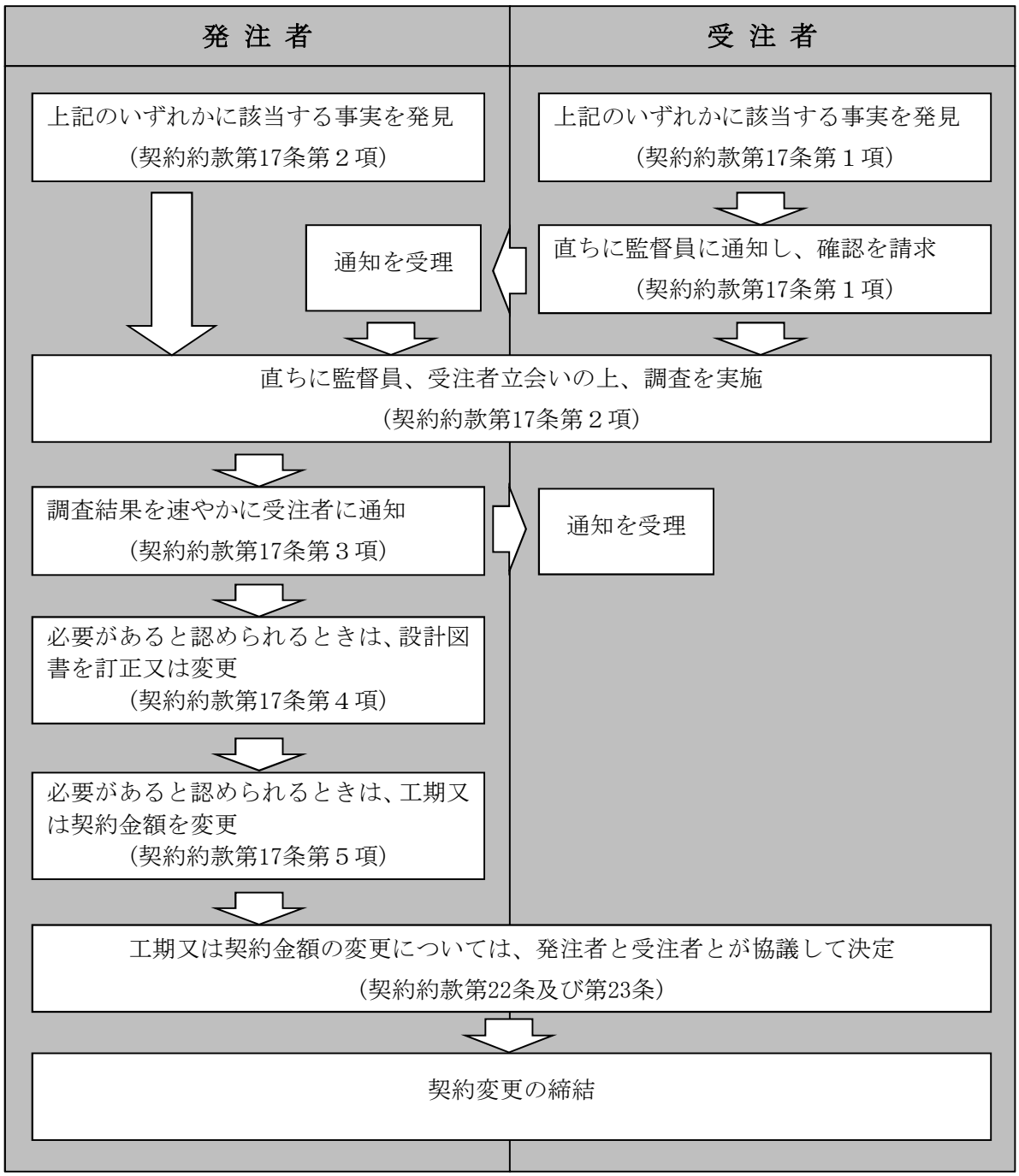

1-2-5　設計変更の手続（契約約款第18条関係）

・発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合

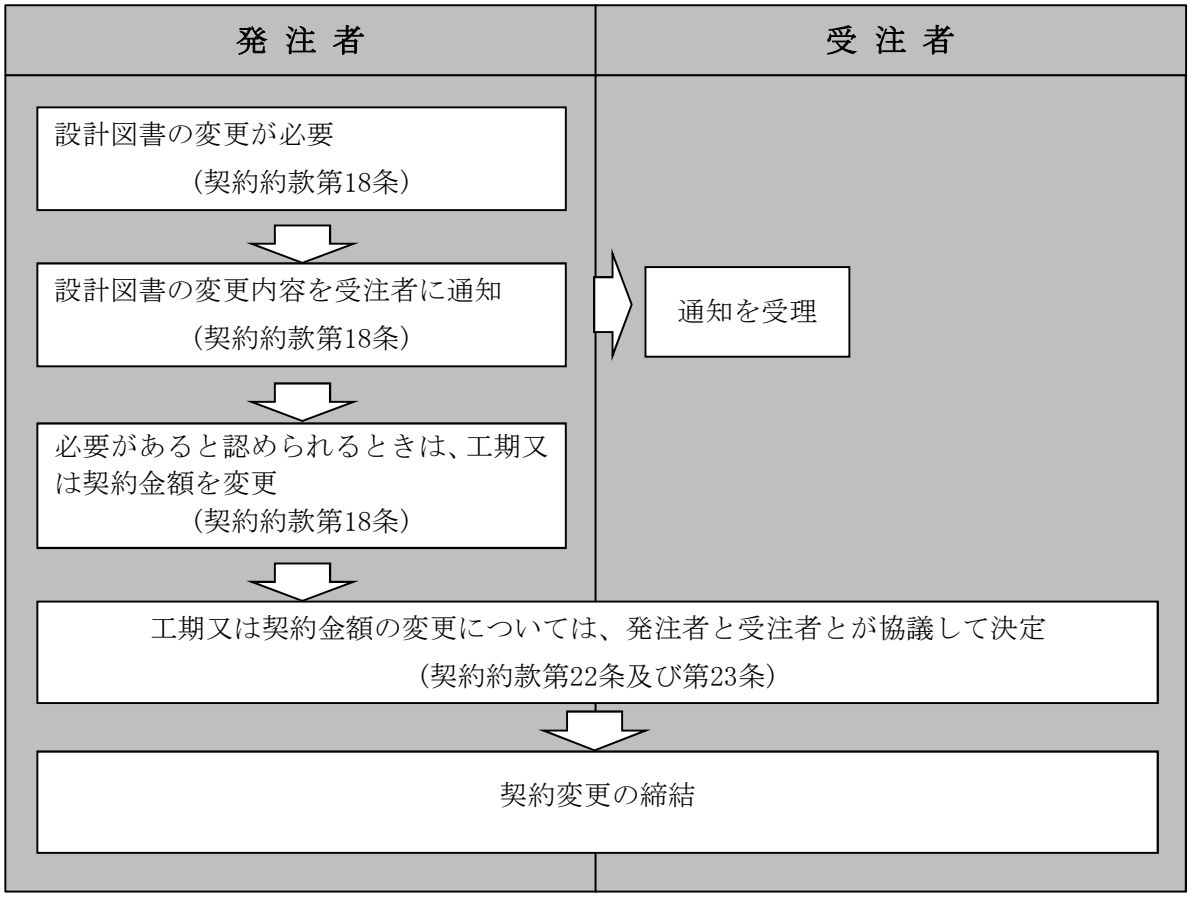

1-2-6　設計変更の手続（契約約款第20条関係）

・ 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合

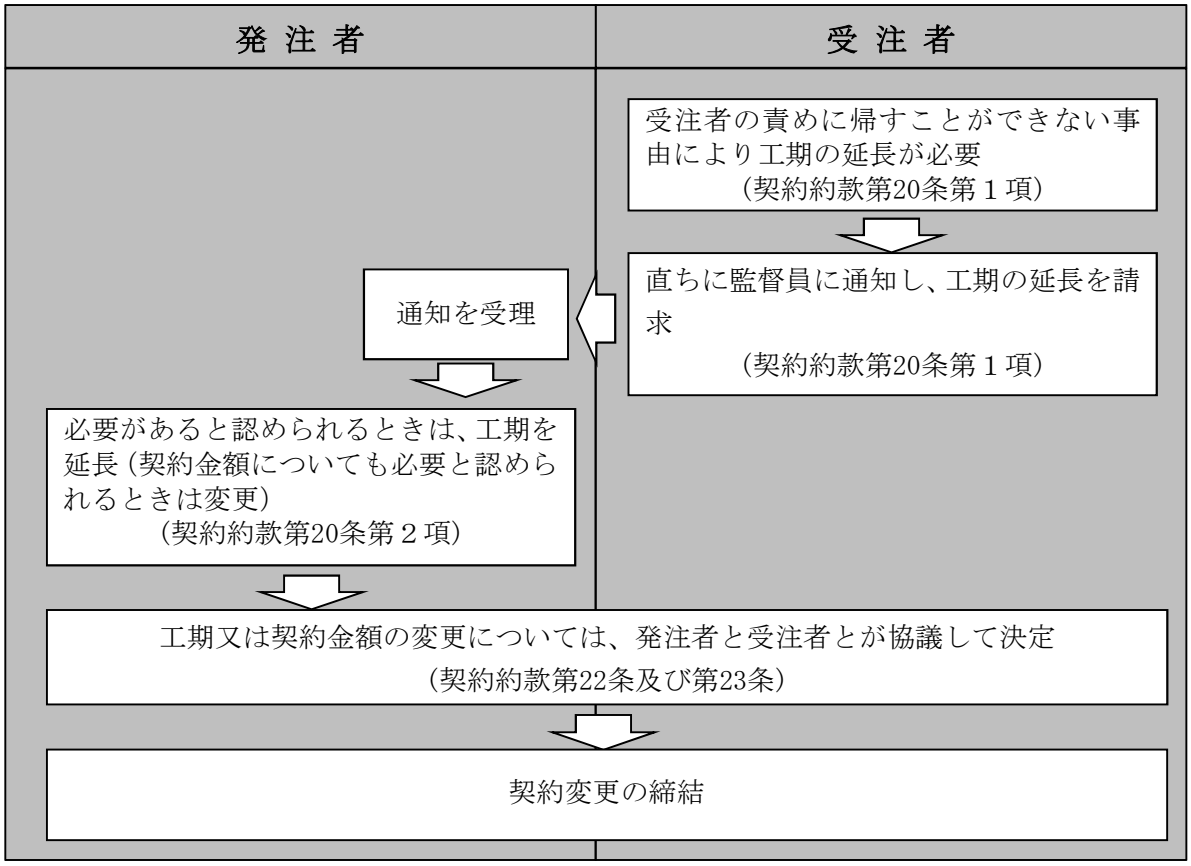

1-2-7　設計変更の手続（契約約款第21条関係）

・発注者の特別な事由により工期を短縮等する必要がある場合

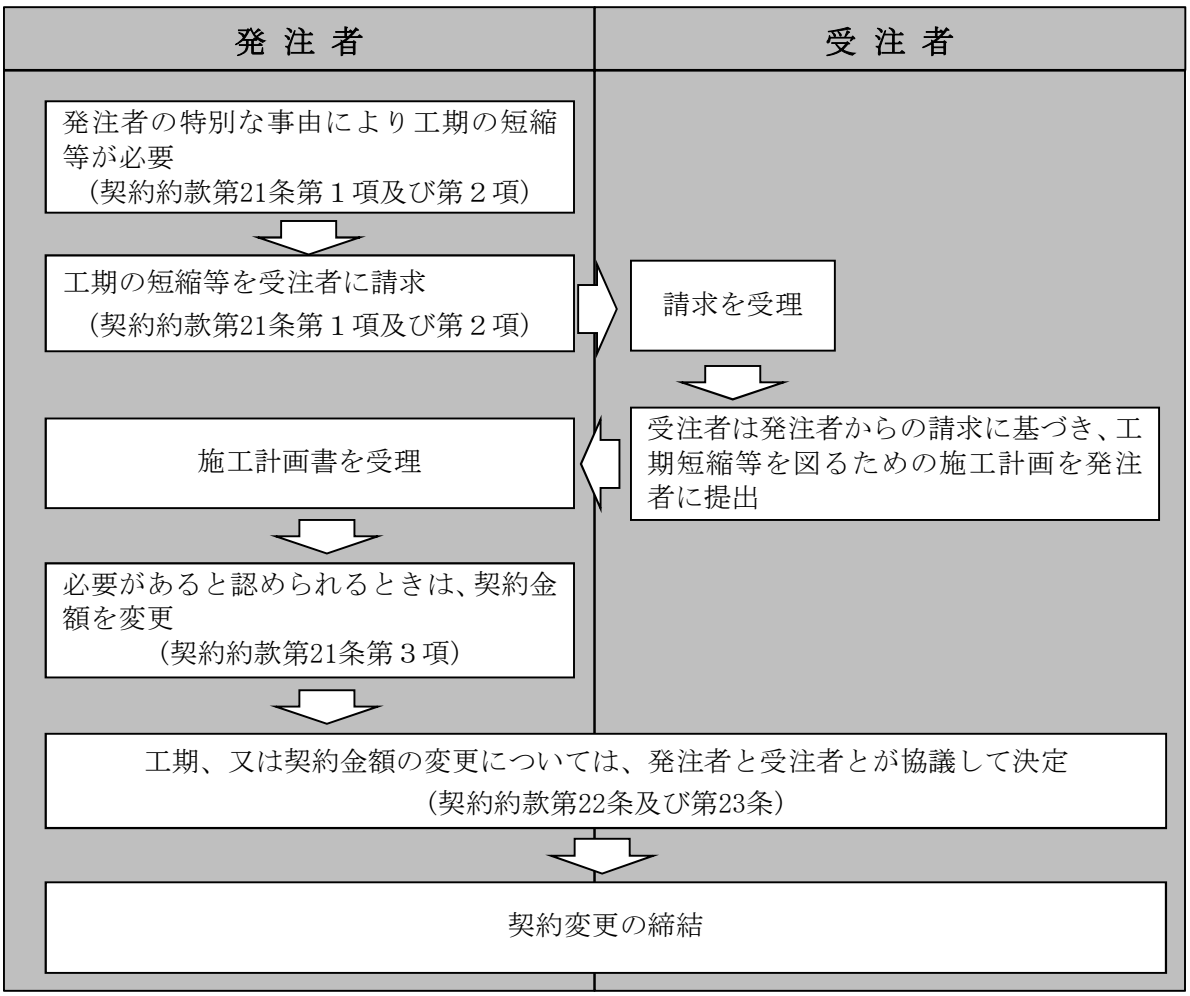

1-2-8　設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）

・ 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合

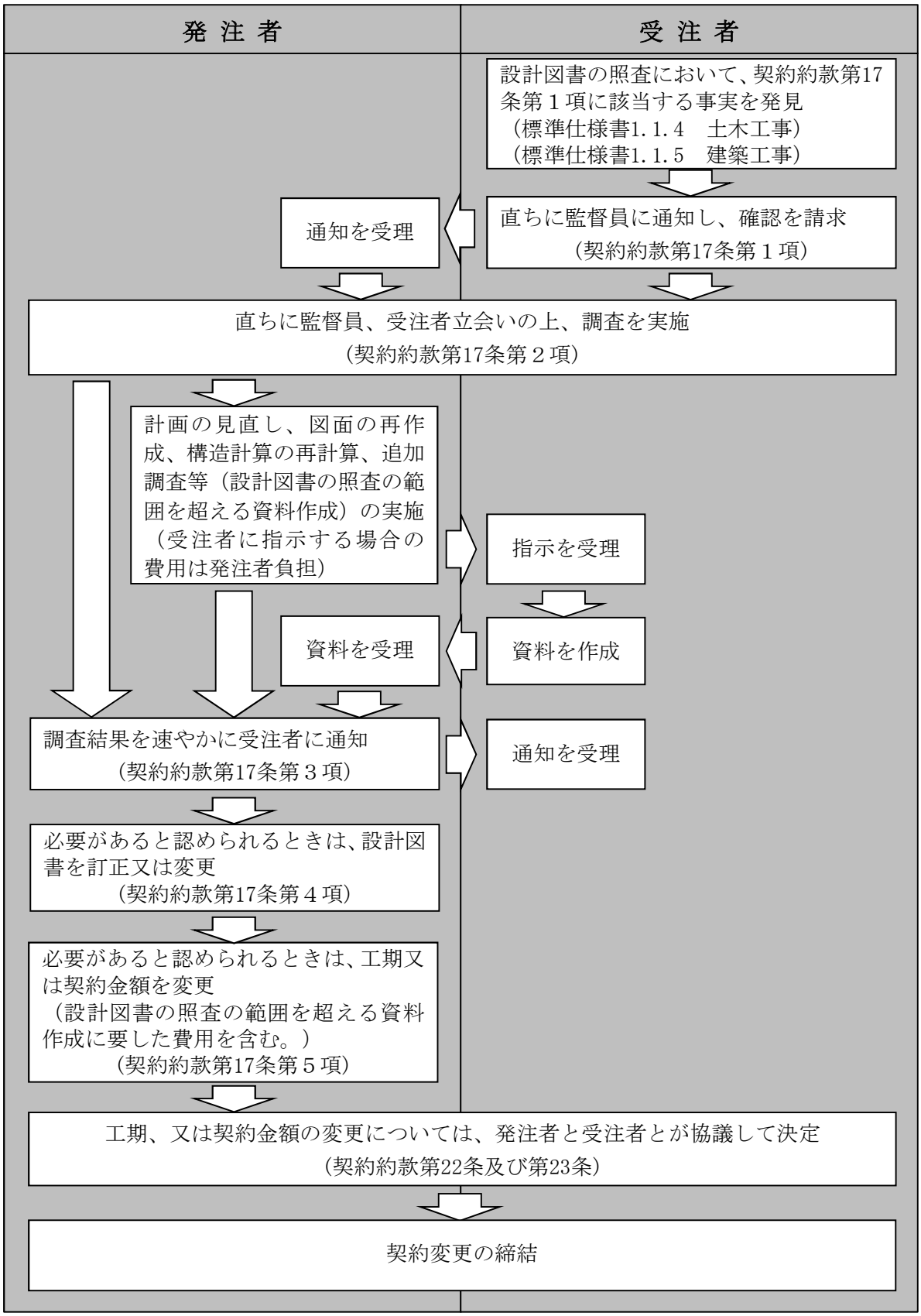

1-3　設計変更の対象となる具体的な事例

1-3-1　図面と仕様書が一致しない

契約約款第17条第1項第1号
○　図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（説　明）

◇　受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

◇　発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事　例）

◇　図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合

◇　平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合

1-3-2　設計図書に誤謬又は脱漏がある

契約約款第17条第1項第2号
○　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

（説　明）

◇　受注者は、設計図書に誤謬又は脱漏があると思われる場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

◇　発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事　例）

◇　コンクリートの表記で、東京都の略称表記とJIS表記が混在している場合

◇　工事施工の制約条件である土質に関する条件明示がない場合

◇　工事施工の制約条件である地下水位に関する条件明示がない場合

◇　工事施工上必要な材料仕様について、明示がない場合

1-3-3　設計図書の表示が明確でない

契約約款第17条第1項第3号
○　設計図書の表示が明確でないこと。

（説　明）
◇　受注者は、設計図書の表示が明確でない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
◇　発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事　例）
◇　土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
◇　水替工について、作業時、常時排水などの運転条件等の明示がない場合
◇　図面の記載内容が読み取れない場合

1-3-4　設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する

契約約款第17条第1項第4号
○　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

（説　明）
◇　設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、工事の施工方法や工事目的物を変更する可能性があるので、発注者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
◇　発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会いの上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。
◇　受注者が実施する照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合（受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。この場合、受注者に資料等の作成を指示する場合は、設計変更により、その費用を負担する。
⇒「第２章　設計図書の照査」参照

（事　例）
◇　設計図書に示された土質や想定支持地盤が、現地条件と一致しない場合
◇　設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
◇　設計図書に示された配管等が、現地条件と一致しない場合
◇　設計図書に示された交通誘導警備員の人数等が、道路使用許可等の内容と一致しない場合

◇　施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合

◇　設計図書に示された配管・配線等と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合

1-3-5　予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第17条第1項第5号

○　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

（説　明）

◇　設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

◇　発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会の上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事　例）

◇　施工中に地中障害物を発見し、工事の支障となった場合

◇　施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

◇　工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合

1-3-6　発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

契約約款第18条

○　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（説　明）

◇　発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

（事　例）

◇　周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合

◇　関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合

◇　関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合

◇　施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合

◇　猛暑による作業の一時的な中止を行ったことにより、変更する必要があると認める場合等

1-3-7　受注者の責めによらない事由による工事の一時中止

契約約款第19条（抜粋）

○　（略）受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

○　発注者は、（中略）工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（説　明）

◇　受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。

⇒「第3章～第5章　工事一時中止」参照

◇　発注者は、 工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければならない。

（事　例）

◇　関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合

◇　管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を一時中止した場合

◇　受注者の責めによらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を一時中止した場合

◇　予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）ため、工事を一時中止した場合

◇　設計図書に定められた着手時期に、受注者の責めによらず施工できない事由により、工事を一時中止した場合

◇　工事用地の確保ができない等のため、工事を一時中止した場合

◇　設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、工事を一時中止した場合

◇　埋蔵文化財の発掘（発見）又は調査その他の事由により工事を一時中止した場合

1-3-8　受注者の請求による工期の延長

契約約款第20条

○　受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。

○　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（説　明）

◇　受注者は、関連工事の影響等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期の延長を請求することができる。

（事　例）

◇　関連工事等の影響により、工期延長が必要な場合

◇　その他受注者の責めに帰すことができない事由（雨天時における安全管理等）により工期の延長が生じた場合

1-3-9　発注者の請求による工期の短縮等

契約約款第21条

○　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

○　発注者は、前項の場合において、必要があると認められたときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（説　明）

◇　発注者は、関連工事の影響など、発注時には想定できなかった条件の変更等の特別な事由により、工期を短縮する必要があるときは、工期の変更を受注者に書面で請求することができる。

（事　例）

◇　関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

◇　その他の事由（地元調整、関係機関調整等）により工期の短縮が必要な場合

1-4　仮設及び施工方法等の設計変更

1-4-1　基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則である。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

契約約款第1条第3項

○　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

1-4-2　任意と指定の考え方

	任　　意	指　　定
設計図書	施工方法等について具体的に指定しない。	施工方法等について具体的に指定する。
施工方法等の変更	受注者の任意（施工計画書等の修正及び提出は必要）	発注者の指示又は承諾が必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象としない。	設計変更の対象とする。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。

1-4-3　任意における不適切な対応事例

◇　○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」という対応

◇　新技術の活用について受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工」するという対応

1-4-4　指定とする場合の事例

◇　関係官公署との協議により制約条件のある場合

◇　特許工法又は特殊工法を採用する場合

◇　環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合

◇　他の工事等に使用するため仮設物を工事完了後も存置する必要がある場合

1-4-5　任意仮設と指定仮設

（１）　任意仮設

発注者は、設計図書に、仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示する。受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する。

（２）　指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「仮設及び施工方法等」を指定する必要がある場合、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定する。

1-4-6　仮設の設計変更の留意点

（１）任意仮設

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、その仮設、施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、任意であっても、当初積算時の想定条件と現地条件が異なる場合や、新たな制約条件が追加された場合には設計変更の対象とする。

※ 入札参加者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。

参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。

(事例)

◇　土質や支持地盤が想定と現地とで異なる場合

◇　管理者や周辺住民との協議により、新たな条件を付された場合等

（２）指定仮設

指定仮設は、設計変更の対象とする。

第２章　設計図書の照査

第２章　設計図書の照査

2-1　「設計図書の照査」の基本事項

2-1-1　「設計図書の照査」に係る規定

契約約款第17条（条件変更等）及び標準仕様書等では、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担で行うことになっている。

契約約款第17条（条件変更等）

第17条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2)設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3)設計図書の表示が明確でないこと。

(4)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

(5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、速やかに通知できないやむを得ない理由があるときは、通知を遅らせることができる。

４　前項の調査の結果、第１項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

土木工事標準仕様書　第１章総則　第１節一般事項
1.1.4　設計図書の照査等
(2)設計図書の照査
受注者は、施工前及び施工途中において、発注者が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第1項第1号から同項第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。
また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、その要求に従わなければならない。

2-1-2　「設計図書の照査」の位置づけ

（１）受注者は、契約約款及び標準仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。

（２）標準仕様書「設計図書の照査」に記載のあるとおり、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督員が確認できる資料（現地地形図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。

（３）また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする（受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。）。
それぞれの位置付けを下図に示す。

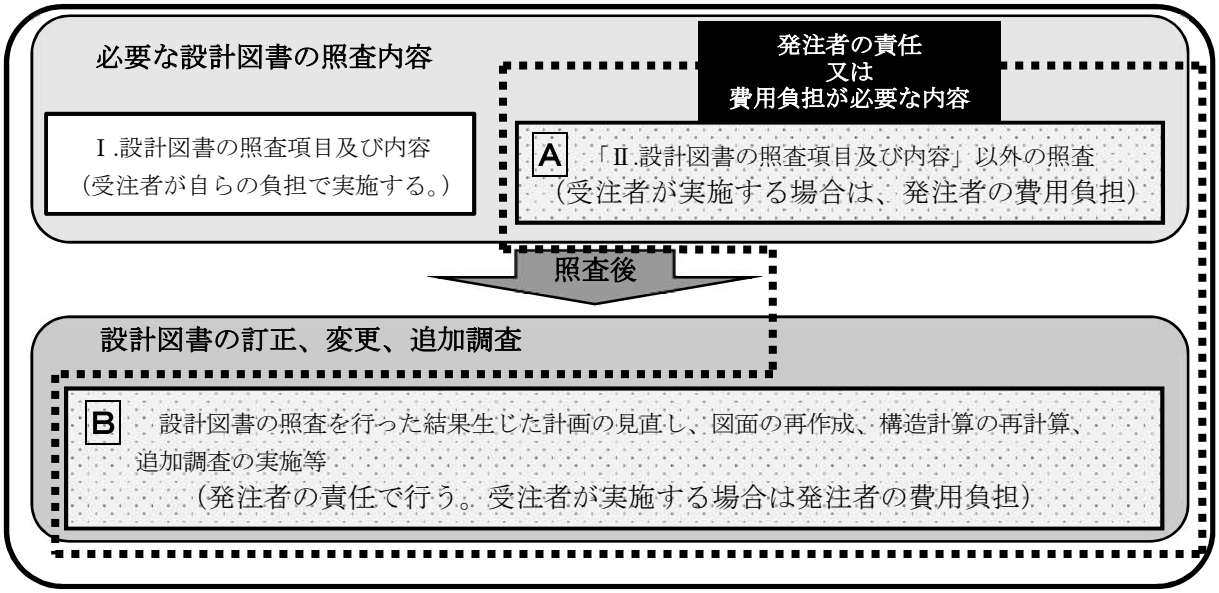

2-1-3　「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

2-1-2図中のAに該当するもの

① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計

② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査

③ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出

2-1-2図中のBに該当するもの

④ 現地測量の結果、横断図を再作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの

⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる

⑥ 現地測量の結果、排水計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の横断計画の見直しが必要となるもの

⑦ 構造物の位置、計画高さ又は延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの

⑧ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの

⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と異なる場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの

⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成

⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成

⑫ 舗装工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず標準仕様書に基づいて縦横断設計を行うものは「設計図書の照査」に含まれる。）

⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成

⑭ 要領等の変更に伴う構造計算及び図面作成

⑮ 照査の結果必要となった追加調査の実施

〈例〉・ボーリング調査

・杭打又は大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査

・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査

・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉じん対策

・移設不可能な埋設物対策

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図並びに監督員に条件変更の確認を請求する場合の資料作成については、受注者の費用負担によるものとする。

2-1-4　設計図書の照査項目と主な内容の例

受注者は下表を参考に設計図書の照査を行う。

No.	項　目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	明示事項に不足がないかの確認
		1-2	明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料･貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うに当たり、土質の確認によって、クイックサンド及びボイリングが起きない事を検討し確認
		2-2	ウェルポイント又はディープウェルを行うに当たり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認
		2-3	浚渫工の施工において、渇水位、平水位、最高水位、潮位、流速･風浪等の水象･気象の施工に必要な資料を施工前に調査･確認
		2-4	地質調査報告書は整理されているか。 追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6	測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認
		2-7	標準仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等（構造物（指定仮設含む。）、隣接工区等含む。）はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者に及ばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブルその他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか。
		2-12	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む。）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれがないか確認
		3-4	土留･仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認
		3-5	仮囲い又は立入防止柵の設置に当たり、交通に支障を来す場合又は苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認

		3-6	砂防土工における斜面対策としての盛土工(押さえ盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置、盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査
		3-7	施肥、灌水及び薬剤散布の施工に当たり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認
		3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会いによる境界確認
		3-9	トンネルの施工に当たって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認
		3-10	道路管理台帳及び占用者との現地確認
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認
		3-12	電線共同溝設置の位置･線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、湧水、地下水など)が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬･搬入路を確認
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認
		3-18	アンカー工の施工に際し、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認(法線、築堤護岸、付属構造物等)

		4-5	構造図の基本寸法、座標値及び高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか。）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9	次の各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い　等
		4-10	次の設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。） ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置及びガス圧接位置） ・使用材料 ・その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図と地質横断面図）はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか。） ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎にまとめられているかの確認
		5-3	横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象

第３章　工事一時中止
（土木工事編）

第３章　工事一時中止（土木工事編）

3-1　発注者の中止指示義務

（１）受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要であれば速やかに工事中止を指示する。

契約約款第19条（工事の中止）第１項（抜粋）

○　～受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

（２）工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては以下のとおり

①工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

②受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【東京都下水道局工事施行適正化推進要綱第５．３．一】

※大幅な工期延長とは、契約約款第45条（受注者の解除権）第１項第２号を準拠して、工期延長期間が当初工期の10分の５（工期の10分の５が180日を超えるときは、180日）を超える場合を目安とする。

3-2　工事を中止すべき場合

（１）受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合とは、①「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」、②「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」及び③「契約約款第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるとき」の３つが規定されている。【契約約款第19条第1項】

①　工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

　　発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（契約約款第15条）施工できない場合

②　自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

ア）「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

イ）「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい示威行為も含まれる。

③　契約約款第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められる場合

ア）設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合

イ）地中障害物の発見など、予期することのできない特別な状態が生じたため施工を続けることが不可能な場合

（２）上記の３つの規定以外に、発注者は必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【契約約款第19条第2項】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要である。「施工できないと認められる状態」とは、物理的に施工が不可能であるなど、客観的に「施工できないと認められる」場合を意味する。

3-3　中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するに当たっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第19条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

（１）発注者の中止権等

①　発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

②　発注者が工事を中止させることができるのは工事の完了前に限られる。

③　受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

（２）工事の中止期間

①　受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

②　このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

③　発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

④　このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

3-4　基本計画書の作成

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。【標準仕様書】

※　実際に工事着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

※　一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

※　猛暑による作業の一時的な中止を行った場合は、基本計画書の作成は不要であり、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（日報等）を発注者に提出することとする。

基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、再開に備えての方策の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

（1）記載内容

①　基本計画書作成の目的

②　中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること。

③　中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。

④　工事現場の維持・管理に関する基本的事項

⑤　工事再開に向けた方策

⑥　工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠

⑦　基本計画書に変更が生じた場合の手続

※　指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
　　一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

（2）管理責任

①　中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

②　受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

3-5　工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。【契約約款第21条】

受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、発注者と受注者との間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

（１）記載内容

① 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。

② 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。

③ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用

（２）工期の変更

① 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に基づき施工を実施し、受発注者間で協議した工程を遵守する。

② 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

3-6 契約金額又は工期の変更

工事を中止した場合のほか設計図書の変更を行う場合において、「必要があると認められるとき」は、契約金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観性が認められる場合を意味する。

（１）契約金額の変更

発注者は、工事を中止させた場合に、契約金額の変更では塡補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

① 発注者が負担する増加費用

ア 工事用地等を確保しなかった場合

イ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

② 発注者が負担する損害

ア 発注者に過失がある場合に生じたもの

イ 事情変更により生じたもの

※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

（２）工期の変更

① 工期の変更期間は、工事を中止した期間が妥当である。

② 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もあるが、これらを含めて工期延長することが可能である。

（３）中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額、工期の変更を行う。

3-7　工事の一時中止に係る基本フロー

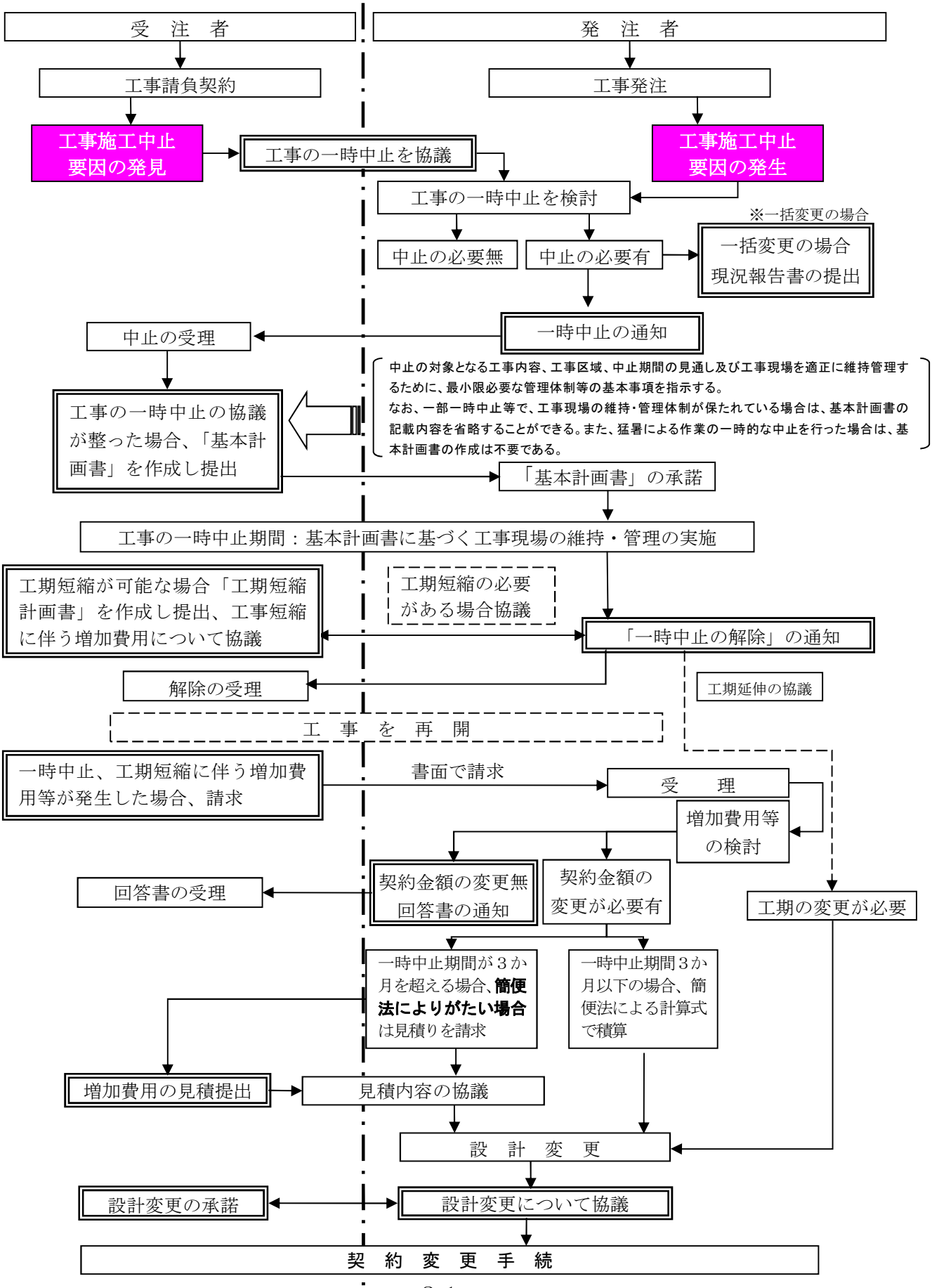

3-8　工事の一時中止に係る基本フローの解説

（１）工事の施工中止要因は、発注者と受注者により「工事の（全部又は一部）一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む。）すること。

なお、工事の（全部又は一部）一時中止期間が契約約款第45条（受注者の解除権）第１項第２号に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生するため、そのことも踏まえ検討すること。

①　「中止の時期」の確認

②　中止期間の見通しの確認 → 特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

（２）協議及び検討の結果、工事の（全部又は一部）一時中止が必要な場合、発注者は受注者に速やかに書面で通知すること。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示すること。

（３）受注者は、工事の（全部又は一部）一時中止の指示があった場合、土木工事標準仕様書に基づき「基本計画書」を提出し承諾を得ること。

⇒「3-4　基本計画書の作成」参照

（４）発注者は、工事の（全部又は一部）一時中止解除について、書面にて受注者に工事の（全部又は一部）一時中止を解除（再開）する日時等を通知すること。

★　中止期間の確定（一時中止の場合は、一時中止に伴う工期延長日数）

（５）発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

（６）受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

（７）受注者は、「基本計画書」に基づいて工事現場の維持・管理を実施した結果、実際に要した増加費用等について、書面にて請求することができる。

発注者は、受注者からの請求を受理した際、増加費用等について協議すること。

（８）中止期間が３か月を超える場合や簡便法による算定式によりがたい場合は受注者から増額費用に係る見積りの提出を求めること。

（９）発注者と受注者は、見積りの内容について実施内容が証明できる資料を基に協議すること。

①　作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等

②　見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

参考　工事における工期の延長等に伴う増加費用等について

工事の一時中止や設計図書の変更に伴う工期の延長（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の算出について、基本的な考え方を以下に示す。
（出典：令和３年２月22日付国官技第286号『「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について』）
なお、増加費用の算出については当局が定める積算基準によること。

１　増加費用の積算方法

（１）対象工事
発注者が、契約約款第18条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び契約約款第19条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。

（２）この考え方において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
１）現場搬入済の材料、機械等……中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
２）期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

（３）契約金額または工期の変更
工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、契約金額又は工期が変更されなければならない。

（４）中止時における指示
発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

（５）基本計画書
１）受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。

２）基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。

３）中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。

４）基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

（６）工期短縮計画書

１）発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

２）受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

３）協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

（７）工期延長等に伴う増加費用

１）工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。

２）増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

３）工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

（８）増加費用の考え方

１）本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

ⅰ）工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。

以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

ii）工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

iii）工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

iv）工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

v）工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

２）契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

i）契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

ii）発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

iii）工期延長等に伴う増加費用は計上しない

３）準備工期間に工期延長等をした場合の費用

i）準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

ii）発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

iii）増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

（９）増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の契約金額とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る契約金額と増加費用の合算額を契約金額とみなすものとする。

(10) 増加費用の事務処理上の取扱い

1）増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、契約変更するものとする。

2）増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。

3）増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

(11) 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は，工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

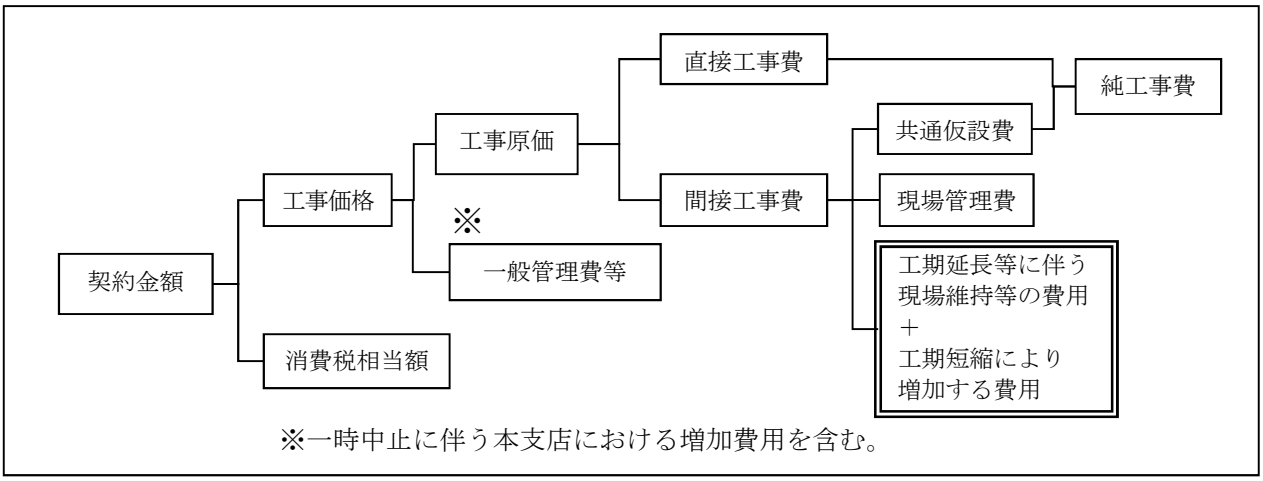

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が３ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が３ヶ月を超える場合や標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

(12) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

1）標準積算により算定する場合，工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

i）増加費用の構成費目は、次のとおりとする。

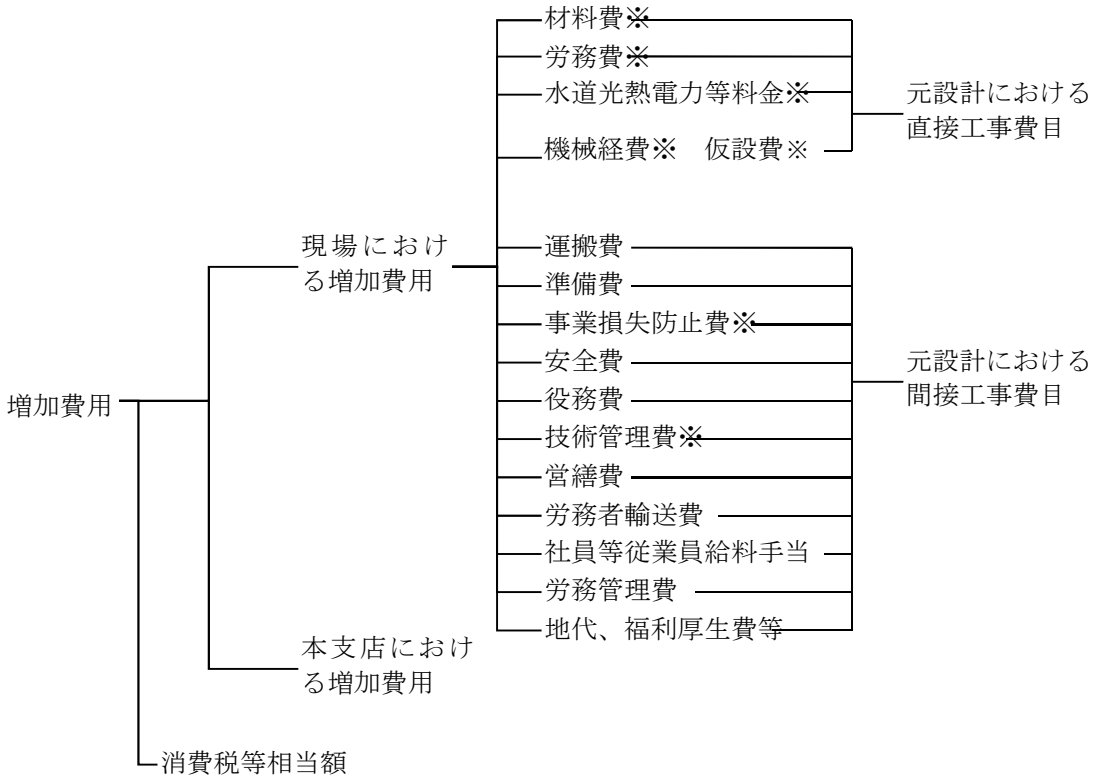

※積上げ項目

ii）増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

a）現場における増加費用

ア 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延等長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

イ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ウ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

エ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

ⓐ工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

ⓑ発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

オ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

カ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議

により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

キ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ク 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

ケ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

コ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

サ 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

シ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ス 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受

発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

セ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ソ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

チ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

b）本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

c）消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

２）工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

Ｇ＝ｄｇ×Ｊ＋α

ただし、

Ｇ：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位円1,000円未満切り捨て）

ｄｇ：工期延長等に係る現場経費率（％ 小数点第４位四捨五入３位止め）

Ｊ：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位円1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位円1,000円未満切り捨て）

ｉ）工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A\{(J/(a\times J^{b}+N))^{B}-(J/(a\times J^{b}))^{B}\}+(N\times R\times 100)/J$$

ただし、

ｄｇ：工期延長等に伴い増加する現場経費率（％ 小数点第４位四捨五入３位止め）

Ｊ：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位円1,000円未満切り捨て）

Ｎ：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

Ａ，Ｂ，ａ，ｂ：工種ごとに決まる係数（P48,別表－１）

２　全部一時中止と一部一時中止の違い

「全部一時中止」と「一部一時中止」

契約約款第19条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとなっている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（全部一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや増加費用の計上方法が異なる。

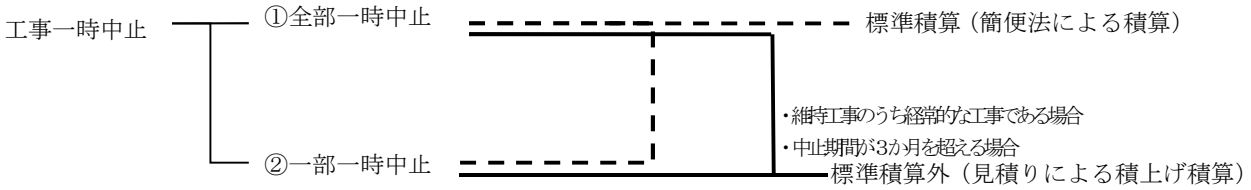

一部一時中止の場合の増加費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額及び工期の変更を行う。

	全部一時中止 （工事全体の中止）	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 （中止の通知の際に図面に中止箇所を図示）
契約解除できる時期 （契約約款第 45 条）	中止期間が工期の 10 分の５を超えるとき。 （工期の 10 分の５が 180 日を超えるときは 180 日）	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間を工期延長することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。
簡便法による 増加費用の 算定方法	中止期間が３か月以内の場合は標準積算（簡便法による計算式）による Ｇ ＝ ｄｇ × Ｊ ＋ α ｄｇ：工期延長等に係る現場経費率（単位：％　少数第４位四捨五入３位止め） Ｊ　：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円　1,000 円未満切り捨て） α　：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て） 一時中止に係る現場経費率（ｄｇ） $dg = A\{(J/(a \times J^{b} + N))^{B} - (J/(a \times J^{b}))^{B}\} + (N \times R \times 100)/J$ Ｎ：工期延長日数（受注者の責めに帰す場合は除く） Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） Ａ・Ｂ・ａ・ｂ：工種毎に決まる係数（工種別係数表を参照）	
	Ｎは一時中止日数	Ｎは一部一時中止に伴う工期延長日数

注）簡便法の計算に使用する一時中止日数（Ｎ）には、
土日祝日及び年末年始を含んだ中止日数を用いる。

３　全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い

算定方法の違い

	中止期間が３か月以内の場合 →　簡便法による積算	中止期間が３か月を超える場合 →　全て積上げ積算
全部一時中止（工事全体が中止）	○率計上項目は、**標準積算（率計上）**とする。 （社員等給与、現場事務所費用等） **※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。** ○率計上項目以外は**積上げ積算**する。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） **※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。** 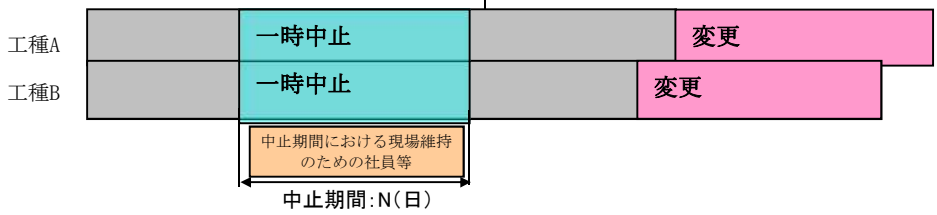 	○全ての増加費用を**積上げ積算**する。 （社員等給与、現場事務所費用等 ＋ 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） **※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。**
一部一時中止	①率計上項目は、**標準積算（率計上）**とする。 （社員等給与、現場事務所費用等） **※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延長期間のN´」を用いる。** ②率計上項目以外は**積上げ積算**する。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等） **※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とし、必要な経費を計上する。** 	③全ての増加費用を**積上げ積算**する。 **※積上げ積算の対象期間は、計上項目の内容に応じて判断し、必要な経費を計上する。** ※積上げ積算の対象期間の例 ・社員等給与、現場事務所費用等 ⇒「工事延長期間」 ・材料の保管費用、仮設諸機材の損料等 ⇒「中止期間」

※工期延長により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。

４　工事一時中止の増加費用の適用範囲及び項目

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">中　止　の　時　期</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>契約後
準備工着手前</td><td>準備工期間</td><td>本工事施工中</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>契約締結後で、現場事務所が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間</td><td>現場事務所を設置し、測量等の本工事前の準備期間</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">中止期間</td><td rowspan="2">土木工事</td><td>～３か月以内</td><td rowspan="2">増加費用は計上しない。

※全部中止の場合は技術者の専任の解除

※中止期間が工期の5/10(180日)を超えた場合等は契約の解除権が発生</td><td rowspan="2">積上げ積算

※(5)表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議

【積算例】
〇安全費
・工事看板損料
〇営繕費
・現場事務所の維持費
・土地の借地料
〇現場管理費
・現場従業員手当等が想定される</td><td>簡便法による積算又は積上げ積算
（簡便法：増加費用Ｇ＝ｄｇ×Ｊ　＋α）
率（ｄｇ）×対象額（Ｊ）で計上
ｄｇ：一時中止に係る現場経費率
Ｊ：中止時点の純工事費
注1）全部中止の場合に適用（部分中止により工期延長となった場合を含む）
注2）経常的な維持工事等は全て積上げ
α：積上げ積算
※(5)表項目(率分除く)について費用の明細書に基づき受発注者協議</td></tr>
<tr><td>３か月を超える</td><td>積上げ積算
※(5)表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議</td></tr>
</table>

（１）契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所未設置、材料等が未搬入の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

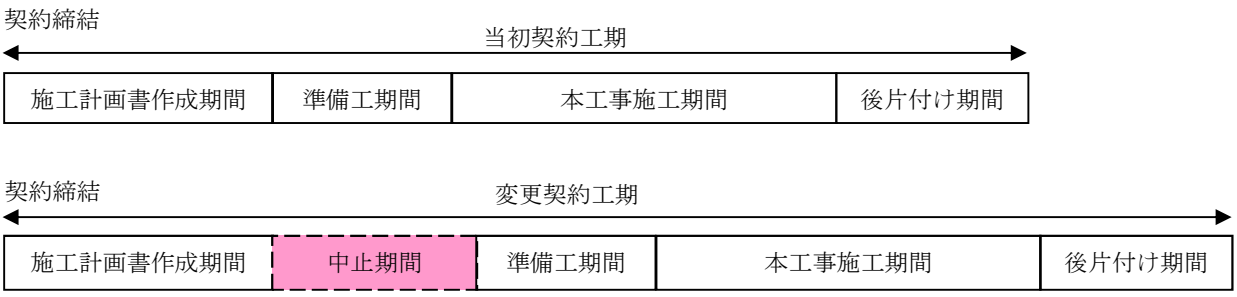

（１）基本計画書の作成

①契約約款第15条（工事用地の確保等）第２項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

②このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

（２）増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

（２）準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間という。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

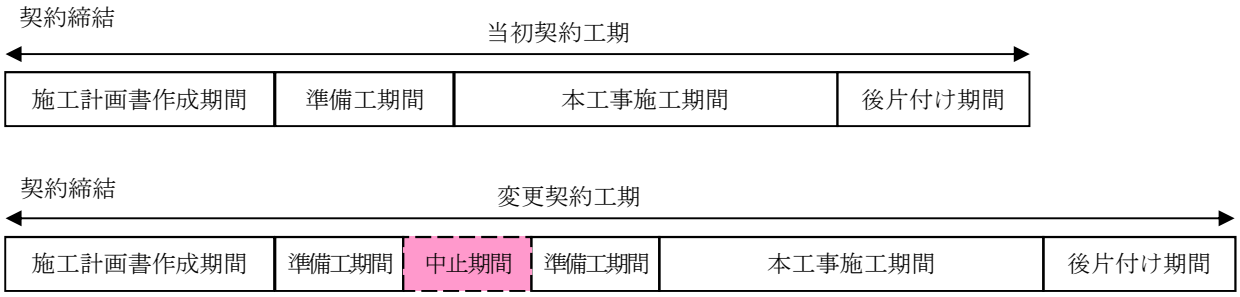

（１）基本計画書の作成

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用※を記載した上で、発注者に提出し承諾を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

（２）増加費用

①増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費及び土地の借地料）、現場管理費（監理技術者又は主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

②増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する（積算は受注者に見積りの提出を求め行う。）。

５　基本計画書の作成例

（１）中止期間中の業務

１）現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、１日１回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておくこと。

２）緊急時の対応

震度３以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

３）中止期間中の実施作業

中止解除(現場着工) 時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施すること。

①現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。

②試験掘の立会

企業者の試掘に対し、全て立ち会い、埋設箇所の確認を行う。

③施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。

④道路調整会議の出席

⑤道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

中止期間中の業務内容を明記

（２）中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおり

現場代理人‥‥常駐

監理技術者‥‥非専任（東京都工事施行適正化推進要領・同解説による。）

施工担当者‥‥代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、監督員と協議の上、社員を配置する。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこと。

現場作業が無い又は非専任の場合は、給与等の請求はできない。

非専任の場合は、給与等の請求はできない
中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

６　簡便法による積算の計算例

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算：簡便法による場合）
一時中止期間：90日

中止期間中の現場維持費等の費用（単位：円　1,000円未満切り捨て）
Ｇ＝ｄｇ×Ｊ＋α
ｄｇ：一時中止に係る現場経費率（単位：％　小数第４位四捨五入３位止め）
Ｊ：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）
（単位：円　1,000円未満切り捨て）
α：積み上げ費用（単位：円　1,000円未満切り捨て）

$dg=A\{(J/(a\times J^{b}+N))^{B}-(J/(a\times J^{b}))^{B}\}+(N\times R\times 100)/J$
Ｎ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数
Ａ・Ｂ・ａ・ｂ：各工種毎に決まる係数（「別表-１　工種別係数表」による）

工種区分：下水道工事（２）
地域区分：大都市（２）
Ａ＝ 333.1
Ｂ＝ -0.1770
ａ＝ 1.1316
ｂ＝ 0.3060
Ｊ＝ 200,000,000 一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費
Ｎ＝ 90　一時中止日数
Ｒ＝ 23,000
α＝ 0　積み上げ費用
$dg=A\{(J/(a\times J^{b}+N))^{B}-(J/(a\times J^{b}))^{B}\}+(N\times R\times 100)/J$
ｄｇ＝ 2.246%

中止 90日、積み上げ分0円の場合の増し分費用

現場管理費対象純工事費	ｄｇ（%）	Ｇ（円）
50,000,000	6.247	3,123,500
100,000,000	3.670	3,670,000
200,000,000	2.246	4,492,000
500,000,000	1.248	6,240,000

※設計変更する変更契約金額は、落札比率を乗じること。

※その他、詳細については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」を参照すること

別表-1　工種別係数表

工種区分	係数A								係数B								係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	－	－	2116.7	2104.1	－	2104.1	1939.0	-0.3284	－	－	-0.3275	-0.3280	－	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	－	－	453.5	452.4	－	452.4	413.5	-0.2019	－	－	-0.2004	-0.2012	－	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	－	－	550.7	561.8	－	561.8	488.2	-0.2306	－	－	-0.2255	-0.2280	－	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	－	－	87.2	87.0	－	87.0	79.4	-0.0714	－	－	-0.0698	-0.0706	－	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	－	5819.2	5307.1	5271.4	－	5307.1	4867.7	-0.3805	－	-0.3793	-0.3796	-0.3801	－	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
ＰＣ橋工事	1238.0	－	－	1436.8	1399.1	－	1399.1	1351.0	-0.2884	－	－	-0.2907	-0.2895	－	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	－	－	3979.5	3855.9	4318.8	－	3764.5	-0.3455	－	－	-0.3485	-0.3470	-0.3483	－	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	－	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	－	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	－	－	247.5	241.0	－	241.0	232.8	-0.1455	－	－	-0.1480	-0.1468	－	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	－	－	363.9	354.7	－	354.7	341.7	-0.1833	－	－	-0.1852	-0.1843	－	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	－	－	1331.2	1253.2	－	1253.2	1306.0	-0.2619	－	－	-0.2685	-0.2652	－	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	－	－	288.4	295.3	－	295.3	254.5	-0.1797	－	－	-0.1738	-0.1767	－	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	－	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	－	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	－	－	697.2	697.9	－	697.9	633.0	-0.2406	－	－	-0.2391	-0.2399	－	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	－	133.3	119.9	116.7	－	116.7	112.6	-0.0941	－	-0.0975	-0.0966	-0.0954	－	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	－	333.1	306.7	308.7	－	308.7	276.7	-0.1811	－	-0.1770	-0.1781	-0.1796	－	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	－	－	422.5	412.8	－	412.8	395.6	-0.1891	－	－	-0.1916	-0.1904	－	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	－	225.2	206.0	205.4	－	205.4	188.0	-0.1419	－	-0.1404	-0.1408	-0.1414	－	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	－	－	715.1	711.5	－	711.5	654.3	-0.2235	－	－	-0.2229	-0.2232	－	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	－	－	－	－	－	－	－	-0.0824	－	－	－	－	－	－	－	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	－	－	－	－	－	－	－	-0.0673	－	－	－	－	－	－	－	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	－	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	－	-0.1504	0.0035	0.6165
道路に関する電気設備工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	－	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	－	-0.1623	1.6840	0.2898
道路以外の電気設備工事	635.1	－	－	697.2	697.9	－	697.9	633.0	-0.2406	－	－	-0.2391	-0.2399	－	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114

※「工種区分」および係数Ａ、係数Ｂの「地域区分」については、積算基準参照。

※なお、下水道工事（１）～（４）については、下記の通り。

工種区分		工種内容
下水道工事	（１）	下水道工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法または作業員が内部で作業する推進工法による管きょ工事
	（２）	下水道工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管きょ工事
	（３）	下水道工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事
	（４）	下水道工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事

7　積み上げによる積算の請求書例

工事一時中止（全部一時中止）に伴う積算方法（積み上げによる場合）の請求書例

見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

（１）増加費用の見積書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り
工事件名　　○○○○○工事
工事場所　　東京都○○区△△一丁目地内から
　　同区△△三丁目地内
当初工期　　令和○○年○○月○○日
　　から令和○○年○○月○○日
一時中止期間
　　令和○○年○○月○○日
　　から令和○○年○○月○○日
当初契約金額　￥○○○,○○○,○○○
税抜契約金額　￥○○○,○○○,○○○
　増加金額　￥　　２,５７１,３３５
税抜増加金額　￥　　２,４４８,８９１
　　○○○○株式会社　○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り

工事件名	○○○○工事					
	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	適 用
一時中止に伴う増加費用		式	1		2,448,891	
(1)現場管理費		式	1		2,448,891	
・従業員給料手当		式	1		2,152,123	
現場代理人		月	3.3	451,199	1,488,956	資料１
監理技術者		月	1.3	510,129	663,167	資料１
・福利厚生費		式	1	35,498	35,498	資料２
・事務用品費		式	1	50,935	50,935	資料２
・通信交通費		式	1	97,500	97,500	資料２
・現場事務所費		式	1	112,835	112,835	
合　計					2,448,891	

例えば
（１）現場代理人等の給料について

⇩

①当該現場での作業内容、②給与等の内訳書、
③給与明細等の資料

（２）福利厚生費、通信交通費、営繕費について

⇩

①経費別支払調書、②事務用品の証明書類の提出、
③経費支払い集計調書

⇩

妥当性の確認ができた項目を積み上げる。
（例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた2,448,000円を増加費用として計上）

※設計変更する変更契約金額は、落札比率を乗じること。

（2）増加費用の見積りによる場合の根拠資料例

① 現場代理人等給料について【資料１】

ア 当該現場での作業内容

中止期間中間報告　　○月　　総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容	月	日	曜日	作業の内容
○年○月	1	金	工事の一時中止指示	○年○月	15	金	現地調査（支承物等の確認）
	2	土			16	土	
	3	日			17	日	
	4	月	現地調査（現地測量）		18	月	現地調査（試堀の立会）
	5	火	現地調査（現地測量）		19	火	現地調査（試堀の立会）
	6	水	現地調査（現地測量）		20	水	現地調査（試堀の立会）
	7	木	現地調査（現地測量）		21	木	現地調査（試堀の立会）
	8	金	現地調査（現地測量）		22	金	現地調査（現地照査）
	9	土			23	土	
	10	日			24	日	
	11	月	現地調査（現地測量）		25	月	現地調査（現地照査）
	12	火	現地調査（現地測量）		26	火	道路調整会議（占用企業者）
	13	水	現地調査（支承物等の確認）		27	水	構造物位置の確認（現地照査）
	14	木	現地調査（支承物等の確認）		28	木	構造物位置の確認（現地照査）

イ 給与等の内訳書

※ 工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約１か月前から専任を再開（別途変更基本計画書を提出）

月別給与支給明細書

【現場代理人　○○　○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月(9日分)	165,744	5,932	81,072	252,748
合　計	1,275,444	139,804	389,547	1,804,795
対象期間平均	318,861	34,951	97,387	451,199

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。

【監理技術者　○○　○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	234,648	0	81,072	315,720
合　計	758,248	0	262,009	1,020,257
対象期間平均	379,124	0	131,005	510,129

ウ　給与明細等の資料（各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等）

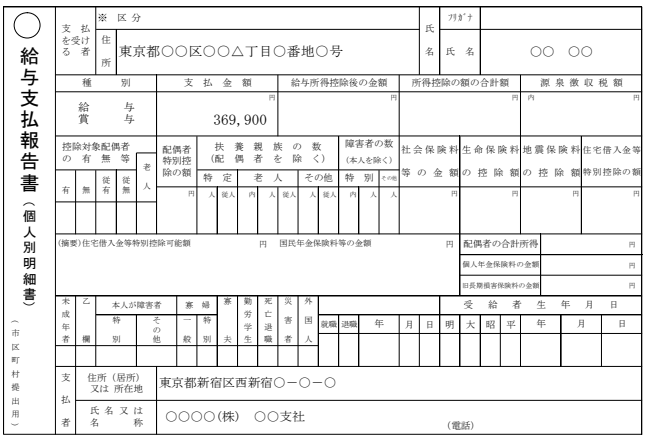

○給与支払報告書（個人別明細書）

（市区町村提出用）

支払を受ける者	※区分		氏名	フリガナ	
	住所	東京都○○区○○△丁目○番地○号		氏名	○○　○○

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与賞与	369,900円	円	円	円

控除対象配偶者の有無等				老人	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）							障害者の数（本人を除く）			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有	無	従有	従無			特定	人	老人	人	その他	人	特別	人	その他	人				
					円		人		人		人		人		人	円	円	円	円

(摘要)住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円	配偶者の合計所得	円
				個人年金保険料の金額	円
				旧長期損害保険料の金額	円

未成年者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦 一般	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	受給者生年月日								
										就職	退職	年	月	日	明大昭平	年	月	日

支払者	住所（居所）又は所在地	東京都新宿区西新宿○－○－○
	氏名又は名称	○○○○(株)　○○支社　（電話）

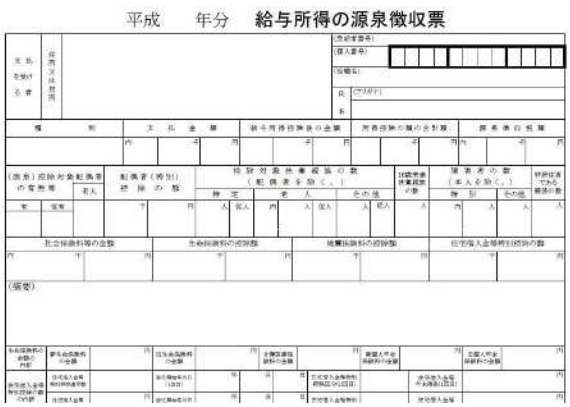

平成　年分　給与所得の源泉徴収票

※個人番号（マイナンバー）は黒塗りし、提出すること。

② 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料２】

ア　費別支払調書（平成○○年　○月分）

税抜き金額

	項目	細別	支払先	金額	備考
	事務用品費				
		コピー代	○○○(株)	37,000	
	通信交通費				
		連絡車	(株)○○○ﾘｰｽ	22,500	
	現場事務所				
		レンタルハウス	○○○○(株)	38,000	
	合　計			97,500	

イ　事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）

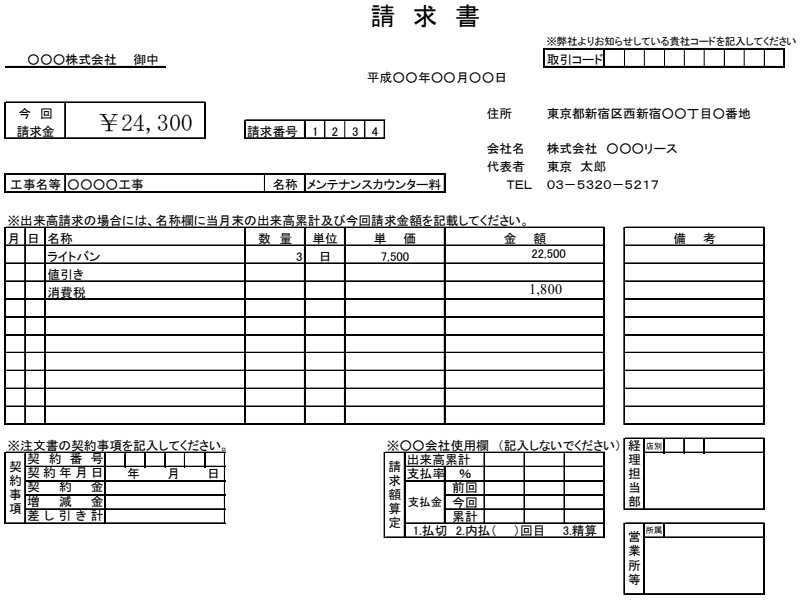

請 求 書

※弊社よりお知らせしている貴社コードを記入してください
取引コード

○○○株式会社　御中

平成○○年○○月○○日

今回請求金	￥24,300

請求番号 1 2 3 4

住所　東京都新宿区西新宿○○丁目○番地

会社名　株式会社　○○○リース
代表者　東京　太郎
TEL　03－5320－5217

工事名等	○○○○工事	名称	メンテナンスカウンター料

※出来高請求の場合には、名称欄に当月末の出来高累計及び今回請求金額を記載してください。

月	日	名称	数量	単位	単価	金額	備考
		ライトバン	3	日	7,500	22,500	
		値引き					
		消費税				1,800	

※注文書の契約事項を記入してください。

契約事項	契約番号	
	契約年月日	年　月　日
	契約金	
	増減金	
	差し引き計	

※○○会社使用欄（記入しないでください）

請求額算定				
	出来高累計			
	支払率	%		
	支払金	前回		
		今回		
		累計		

1.払切　2.内払(　)回目　3.精算

経理担当部	店別	

営業所等	所属	

ウ　経費支払い　集計内訳調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
○月	7,850		22,500	38,000
○月			22,500	38,000
○月	27,648		22,500	38,000
○月		37,000	22,500	38,000
○月(9日分)		13,935	7,500	11,032
合計	35,498	50,935	97,500	163,032

※提出する資料のうち、増加費用の根拠となる項目以外の記載については黒塗り等での提出も可とする。

③　その他の積み上げ項目について

受注者は、「５　工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて（５）中止期間中の現場維持等に要する費用」で定める率計上項目以外を請求する場合は、様式を適宜定め提出する。

第４章　工事一時中止
(建築工事編)

第４章　工事一時中止（建築工事編）

4-1　発注者の中止指示義務

（１）受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要であれば速やかに工事中止を指示する。

契約約款第19条（工事の中止）第１項（抜粋） ○　～受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

（２）工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては以下のとおり

①　工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

②　受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【東京都下水道局工事施行適正化推進要綱第５．３．一】

※大幅な工期延長とは、契約約款第45条（受注者の解除権）第１項第２号を準拠して、工期延長期間が当初工期の10分の５（工期の10分の５が180日を超えるときは、180日）を超える場合を目安とする。

4-2　工事を中止すべき場合

（１）受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合とは、①「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」、②「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」及び③「契約約款第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるとき」の３つが規定されている。【契約約款第19条第1項】

①　工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

ア）　設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第17条）施工を続けることが不可能な場合

イ）　設計変更等により計画通知手続が必要になり、工事の施工を止める必要がある場合

ウ）　同一現場内に建築、電気設備・機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合

エ）　同一現場内に建築、電気設備・機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合

オ）　同一現場内に建築、電気設備・機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

②　自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

ア）　地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合

イ）　埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合

ウ）　天災等により地形等に物理的な変動があった場合

エ）　妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

③　契約約款第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められる場合

ア）　設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合

イ）　地中障害物の発見など、予期することのできない特別な状態が生じたため施工を続けることが不可能な場合

（２）上記の３つの規定以外に、発注者は必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【契約約款第19条第2項】

※「工事を施工できないと認められるとき」とは、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではなく、客観的に認められる場合を意味する。

4-3　中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するに当たっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第19条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

（１）発注者の中止権等

① 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

② 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完了前に限られる。

③ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

（２）工事の中止期間

① 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

② このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

③ 発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

④ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

4-4　基本計画書の作成

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。【標準仕様書】

※　実際に工事着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

※　一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

※　猛暑による作業の一時的な中止を行った場合は、基本計画書の作成は不要であり、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（日報等）を発注者に提出することとする。

基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、再開に備えての方策の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

（1）記載内容

①　基本計画書作成の目的

②　中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること。

③　中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。

④　工事現場の維持・管理に関する基本的事項

⑤　工事再開に向けた方策

⑥　工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠

⑦　基本計画書に変更が生じた場合の手続

※　指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
　　一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

（2）管理責任

①　中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

②　受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

4-5　工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。【契約約款第21条】

受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、発注者と受注者との間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

（1）記載内容

① 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。

② 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。

③ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用

（2）工期の変更

① 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に基づき施工を実施し、受発注者間で協議した工程を遵守する。

② 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

4-6 契約金額又は工期の変更

発注者は、工事の施工を中止させた場合のほか設計図書の変更を行う場合において、「必要があると認められるとき」は、契約金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。【契約約款第19条第3項】

「必要があると認められるとき」とは、客観性が認められる場合を意味する。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額及び工期の変更を行う。

（1）契約金額の変更

一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料費・労務費・機械器具費等の工事目的物を作るための費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

（2）増加費用

① 増加費用

暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

② 損害の負担

・発注者に過失がある場合に生じたもの

・事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする。

（3）工期の変更

① 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

② 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

③ このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

4-7　工事の一時中止に係る基本フロー

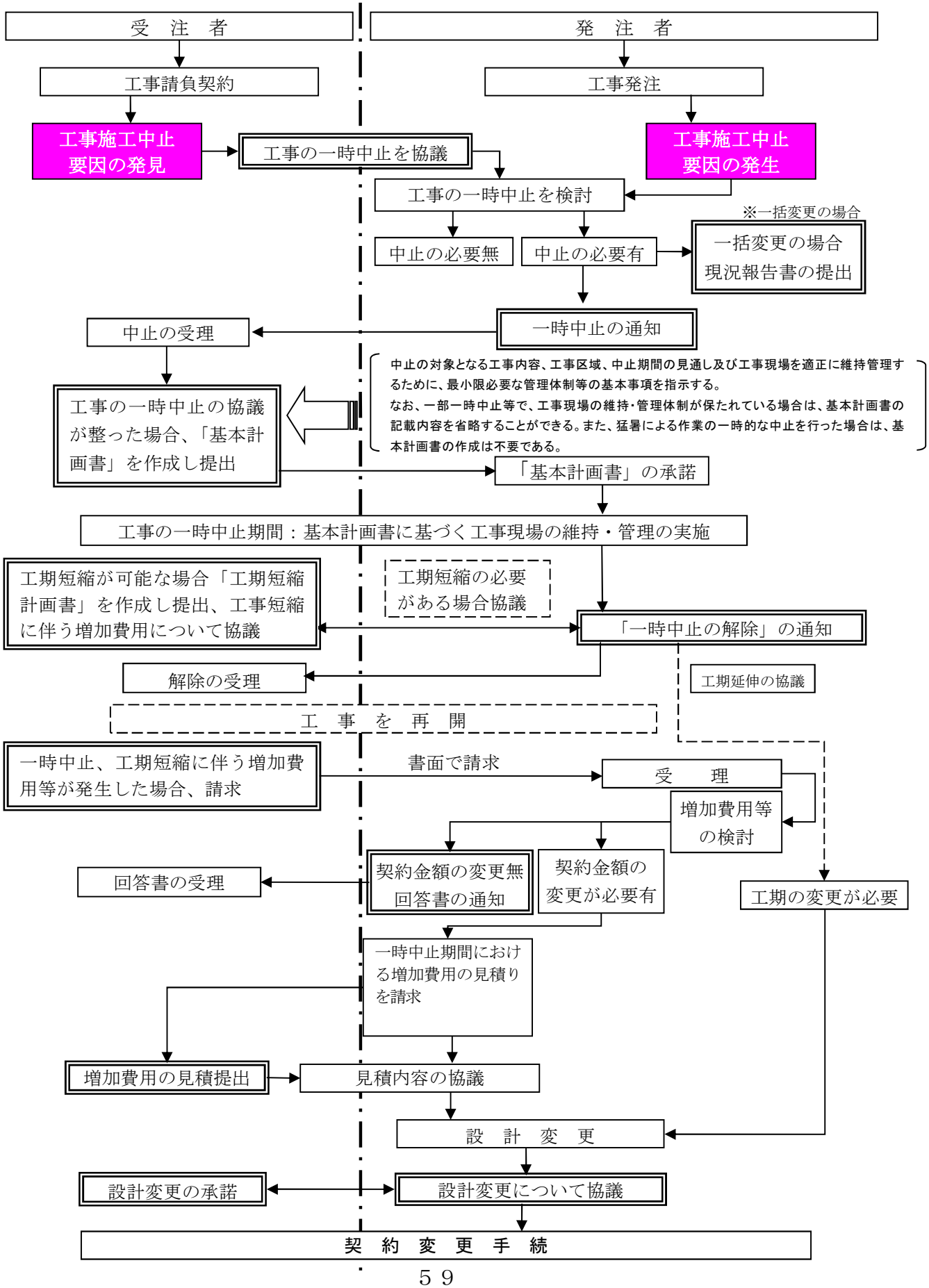

参考 工事の一時中止に伴う増加費用等について

１　増加費用に関する基本事項

工事の一時中止に伴う増加費用等について、基本的な考え方を以下に示す。
なお、増加費用の算出については当局が定める積算基準によること。

1-1　本工事施工中に中止した場合

（１）増加費用等の適用

発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む。）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

（２）増加費用として積算する範囲

増加費用として積算する範囲は、以下の費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。

① 工事現場の維持に要する費用

・中止期間中において、工事現場を維持し、又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

② 工事体制の縮小に要する費用

・中止時点における工事体制から、中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

③ 工事の再開準備に要する費用

・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者又は技術職員の転入に要する費用等

④ 中止により工期延長となる場合の費用

・工期延長となることにより追加で生じる社員等給与、工事現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

⑤ 工期短縮を行った場合の費用

・工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む。）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

・工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

※ 本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

1-2　工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

（１）増加費用の考え方

①　工期短縮の要因が発注者に起因するもの･･･【増加費用を見込む。】

例）・工種を追加したが工期延長せず当初工期のままとした場合

②　工期短縮の要因が受注者に起因するもの･･･【増加費用は見込まない。】

例）・工程の段取りミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③　工期短縮の要因が自然条件（災害等含む。）に起因するもの

･･･【増加費用を見込む。】

例）・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延長が必要であるが、何らかの事情により、工期延長ができない場合

・ 自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延長をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、契約約款第28条（天災その他の不可抗力による損害）に基づき対応

（２）増加費用を見込む場合の主な項目の事例

①　当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用

②　パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

③　その他、必要と思われる費用

※　増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

1-3　中止に伴う増加費用の算定

①　受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者との間で協議して行う。

②　増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

③　一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

1-4　増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

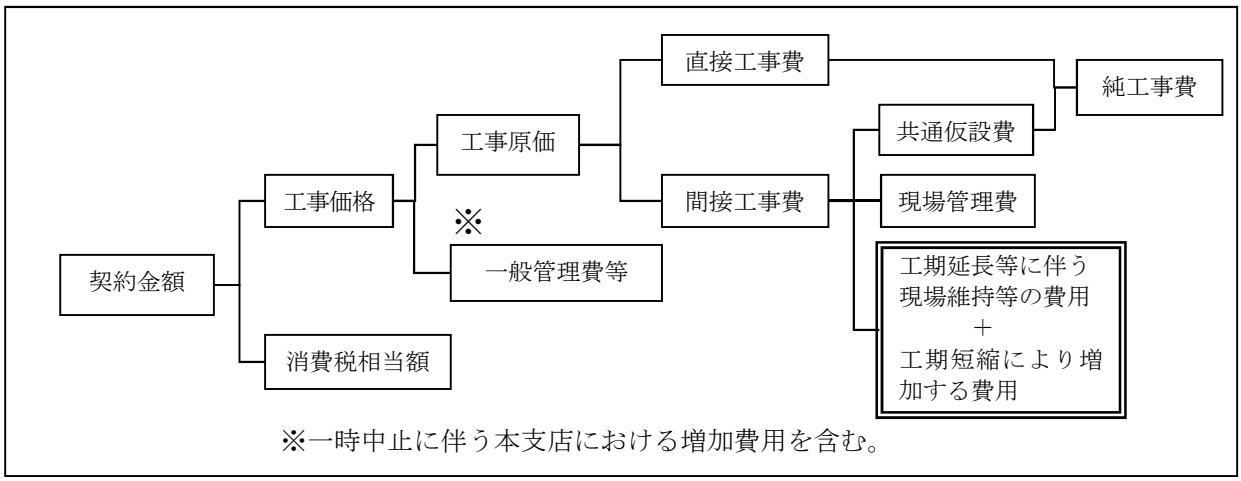

1-5　増加費用の積算

増加費用は、原則として、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い、算定する。

※　見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間４か月の場合、４か月分の見積り）とする。

（注）施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者との間のトラブルを回避するため、設計図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

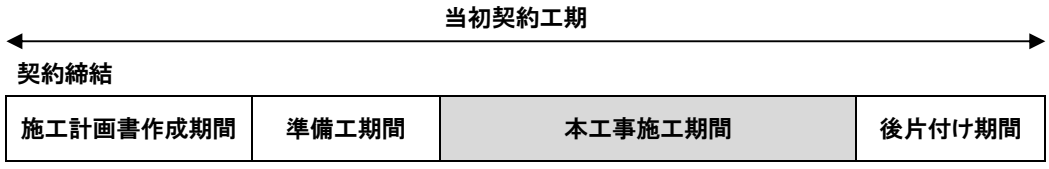

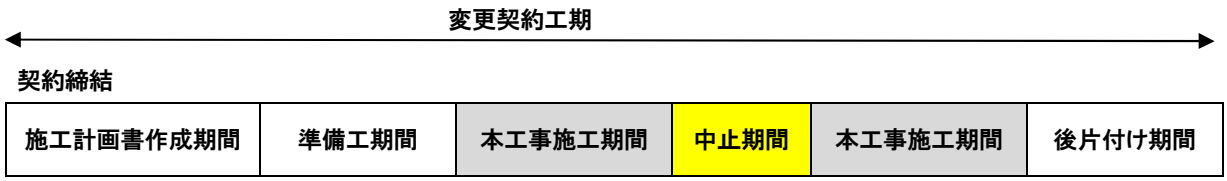

1-6　契約後準備工着手前に中止した場合

（１）契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間をいう。

（２）発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

（３）一時中止に伴う増加費用は計上しない。

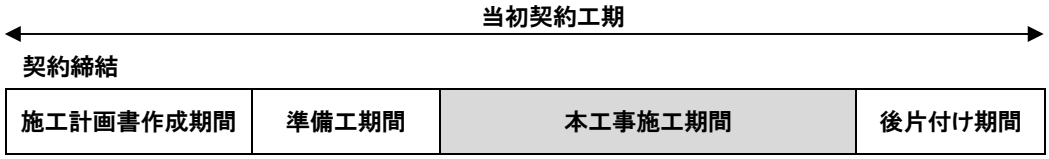

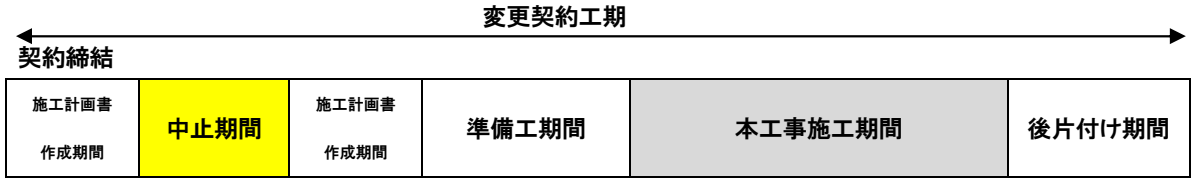

1-7　準備工期間に中止した場合

（１）準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

（２）発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

（３）増加費用

①　増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

②　増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者又は主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

③　増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する（積算は受注者に見積りの提出を求め行う。）。

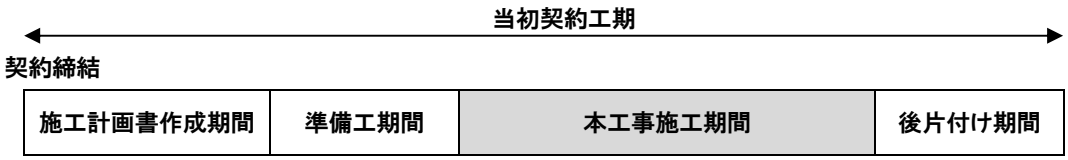

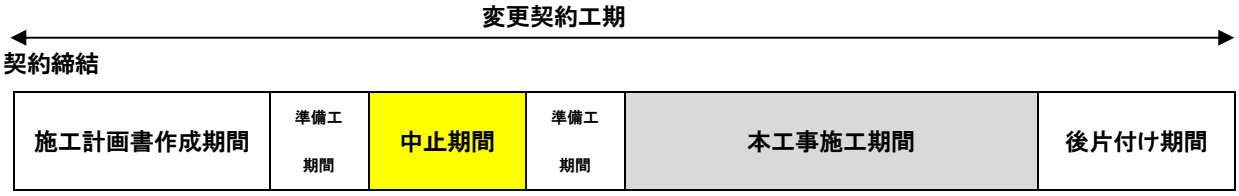

２　基本計画書の作成例

基本計画書に記載する内容は、4-4基本計画書の作成を参照のこと。

4-4　基本計画書の作成【抜粋】
・一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。
(1) 基本計画書の記載内容
① 基本計画書作成の目的
② 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること。
③ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
④ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
⑤ 工事再開に向けた方策
⑥ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
⑦ 基本計画書に変更が生じた場合の手続
※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

以下の作成例は、本工事施工中に一部一時中止した例である。どの段階で生じたかにより、必要な内容を記載する。現場状況や条件は個々の工事で異なるため、十分注意すること。

【作成例】

○○○○工事

工事の一部一時中止に伴う基本計画書

令和○年○月○日
○○○株式会社

①基本計画書作成の目的
工事概要及び工事の一部一時中止等の概要を記載する。
例：杭工事施行中に地中障害が発見されたため、大きさ・位置等を調査しなければ杭工事の継続が困難であることが判明し、協議の結果、工事の一部一時中止とすることとなった。よって本基本計画書を提出する。
②中止時点の工事の出来形を図面等を用いて示す。
例：杭総数50本を施工するに当たり、杭打機2台を搬入し施工を行っていたところ、5本目を施工中に地中障害が発見された。
③、④、⑤は一部一時中止の場合は省略可。ただし、工事現場の体制に変更が生じた場合等必要な事項は記載する。現場管理責任は明記する。
⑥は一部一時中止の場合省略可
⑦本基本計画書に変更が生じた場合、速やかに協議を行う。

必要に応じ、図面、工事現場体制等を添付する。

第５章　工事一時中止
（設備工事編）

第５章　工事一時中止(設備工事編)

5-1　発注者の中止指示義務

（１）受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要であれば速やかに工事中止を指示する。

契約約款第19条（工事の中止）第１項（抜粋）

○　～受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき、又は第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

（２）工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては以下のとおり

①工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

②受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【東京都下水道局工事施行適正化推進要綱第５．３．一】

※大幅な工期延長とは、契約約款第45条（受注者の解除権）第１項第２号を準拠して、工期延長期間が当初工期の10分の５（工期の10分の５が180日を超えるときは、180日）を超える場合を目安とする。

5-2　工事を中止すべき場合

（１）受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合とは、①「工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と、②「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」及び③「契約約款第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるとき」の３つが規定されている。【契約約款第19条第１項】

①　工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

　　発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（契約約款第15条）施工できない場合

②　自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

ア）「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

イ）「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい示威行為も含まれる。

③　契約約款第17条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められる場合

ア）設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合

イ）地中障害物の発見など、予期することのできない特別な状態が生じたため施工を続けることが不可能な場合

（２）上記の３つの規定以外に、発注者は必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【契約約款第19条第２項】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要である。「施工できないと認められる状態」とは、物理的に施工が不可能であるなど、客観的に「施工できないと認められる」場合を意味する。

5-3　中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するに当たっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第19条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

（１）発注者の中止権等

① 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

② 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完了前に限られる。

③ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

（２）工事の中止期間

① 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

② このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

③ 発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

④ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

5-4　基本計画書の作成

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

※　実際に工事着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

※　一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

※　猛暑による作業の一時的な中止を行った場合は、基本計画書の作成は不要であり、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（日報等）を発注者に提出することとする。

基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、再開に備えての方策の認識に相違が生じないようにする。

一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

（１）記載内容

①　基本計画書作成の目的

②　中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること。

③　中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。

④　工事現場の維持・管理に関する基本的事項（機器保管に関すること）

⑤　工事再開に向けた方策

⑥　工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠

⑦　基本計画書に変更が生じた場合の手続

※　指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
　　一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

（２）管理責任

①　中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

②　受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

5-5　工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。【契約約款第21条】

受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、発注者と受注者との間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

（１）記載内容

① 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること。

② 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。

③ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用

（２）工期の変更

① 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に基づき施工を実施し、受発注者間で協議した工程を遵守する。

② 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

5-6 契約金額又は工期の変更

工事を中止した場合のほか設計図書の変更を行う場合において、「必要があると認められるとき」は、契約金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観性が認められる場合を意味する。

（１）契約金額の変更

発注者は、工事を中止させた場合に、契約金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

① 発注者が負担する増加費用

ア 工事用地等を確保しなかった場合

イ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

② 発注者が負担する損害

ア 発注者に過失がある場合に生じたもの

イ 事情変更により生じたもの

※ 増加費用と損害は区別しないものとする

（２）工期の変更

① 工期の変更期間は、工事を中止した期間が妥当である。

② 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もあるが、これらを含めて工期延長することが可能である。

（３）中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額、工期の変更を行う。

5-7　工事の一時中止に係る基本フロー

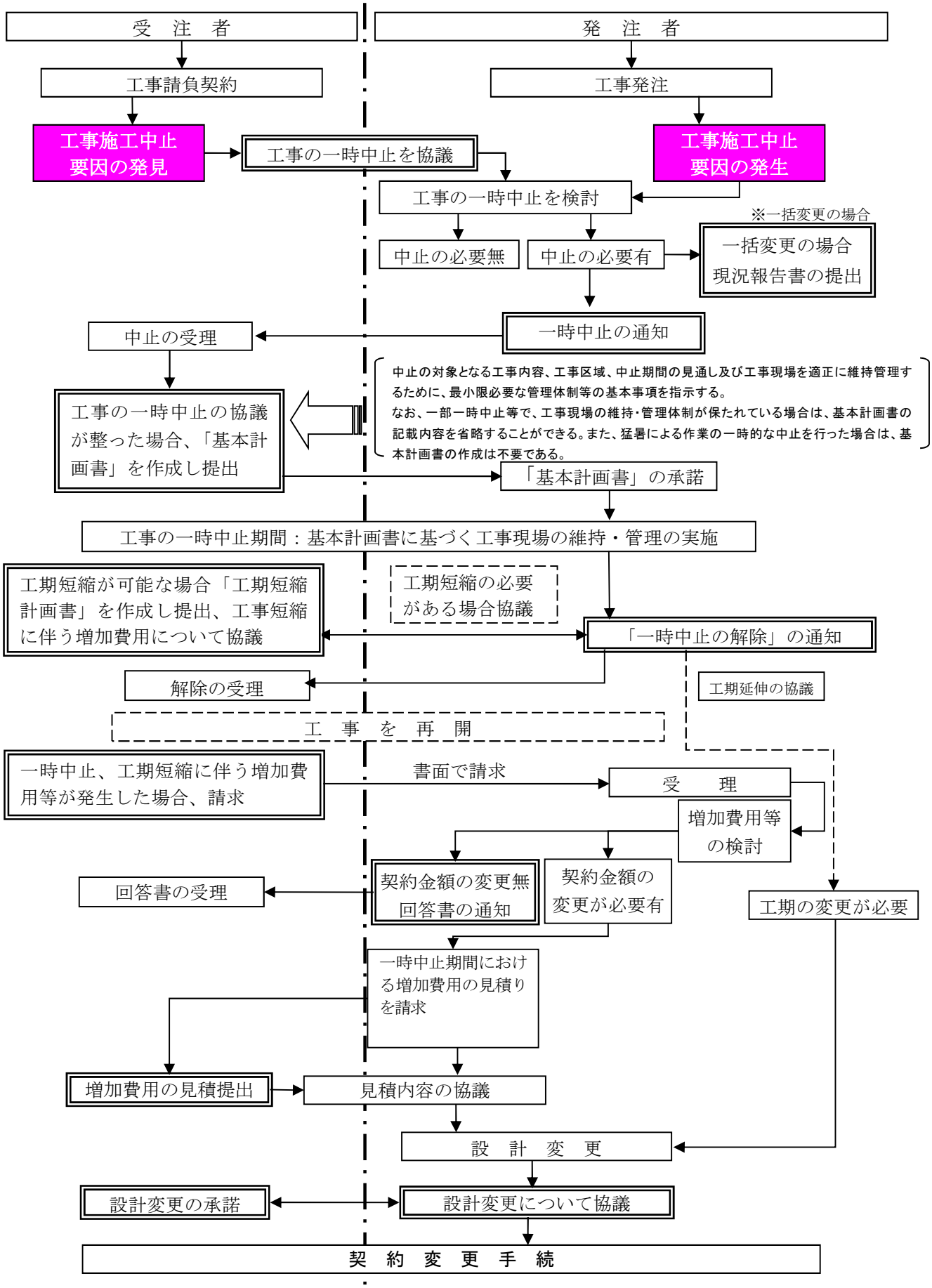

5-8　工事の一時中止に係る基本フローの解説

（１）工事の施工中止要因は、発注者と受注者により「工事の（全部又は一部）一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む。）すること。

なお、工事の（全部又は一部）一時中止期間が契約約款第45条（受注者の解除権）第１項第２号に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生するため、そのことも踏まえ検討すること。

①　「中止の時期」の確認

②　中止期間の見通しの確認 → 特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

（２）協議及び検討の結果、工事の（全部又は一部）一時中止が必要な場合、発注者は受注者に速やかに書面で通知すること。

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示すること。

（３）受注者は、工事の（全部又は一部）一時中止の指示があった場合、設備工事標準仕様書に基づき「基本計画書」を提出し承諾を得ること。

⇒「5-4　基本計画書の作成」参照

（４）発注者は、工事の（全部又は一部）一時中止解除について、書面にて受注者に工事の（全部又は一部）一時中止を解除（再開）する日時等を通知すること。

★　中止期間の確定（一時中止の場合は、一時中止に伴う工期延長日数）

（５）発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

（６）受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。

（７）受注者は、「基本計画書」に基づいて工事現場の維持・管理を実施した結果、実際に要した増加費用等について、書面にて請求することができる。

発注者は、受注者からの請求を受理した際、増加費用等について協議すること。

（８）中止期間の増加費用は、受注者から増額費用に係る見積りの提出を求める。

（９）発注者と受注者は、見積りの内容について実施内容が証明できる資料を基に協議すること。

①　作業報告書・技術者等の給与が証明できる資料等

②　見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

参考　工事における工期の延長等に伴う増加費用等について

工事の一時中止や設計図書の変更に伴う工期の延長（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の算出について、基本的な考え方を以下に示す。

なお、増加費用の算出については当局が定める積算基準によること。

１　増加費用の積算方法

1-1　本工事施工中に中止した場合

（１）増加費用等の適用

①　発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延長となった場合を含む。）を指示した場合、それに伴う増加費用等について受注者が書面で請求することができる。

②　増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延長となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。

（２）増加費用として積算する範囲

①　工事現場の維持に要する費用

・中止期間中において、工事現場を維持し、又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

・中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

②　工事体制の縮小に要する費用

・工事中止における工事体制から、中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

③　工事の再開準備に要する費用

・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は技術職員の転入に要する費用等

④　中止により工期延長となる場合の費用

・工期延長となることにより追加で生じる社員等給与、工事現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

⑤　工期短縮を行った場合の費用

・工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む。）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

・工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

※　本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

1-2　工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

（１）増加費用の考え方

①　工期短縮の要因が発注者に起因するもの･･･【増加費用を見込む。】

例）・工種を追加したが工期延長せず当初工期のままとした場合

②　工期短縮の要因が受注者に起因するもの･･･【増加費用は見込まない。】

例）・工程の段取りミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③　工期短縮の要因が自然条件（災害等含む。）に起因するもの

･･･【増加費用を見込む。】

例）・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延長が必要であるが、何らかの事情により、工期延長ができない場合

・ 自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延長をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、契約約款第28条（天災その他の不可抗力による損害）に基づき対応

（２）増加費用を見込む場合の主な項目の事例

①　当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用

②　パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用

③　その他、必要と思われる費用

※　増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

1-3　中止に伴う増加費用の算定

（１）受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者との間で協議して行う。

（２）増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

（３）一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

1-4　増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

（1）　機械設備工事における契約金額の構成

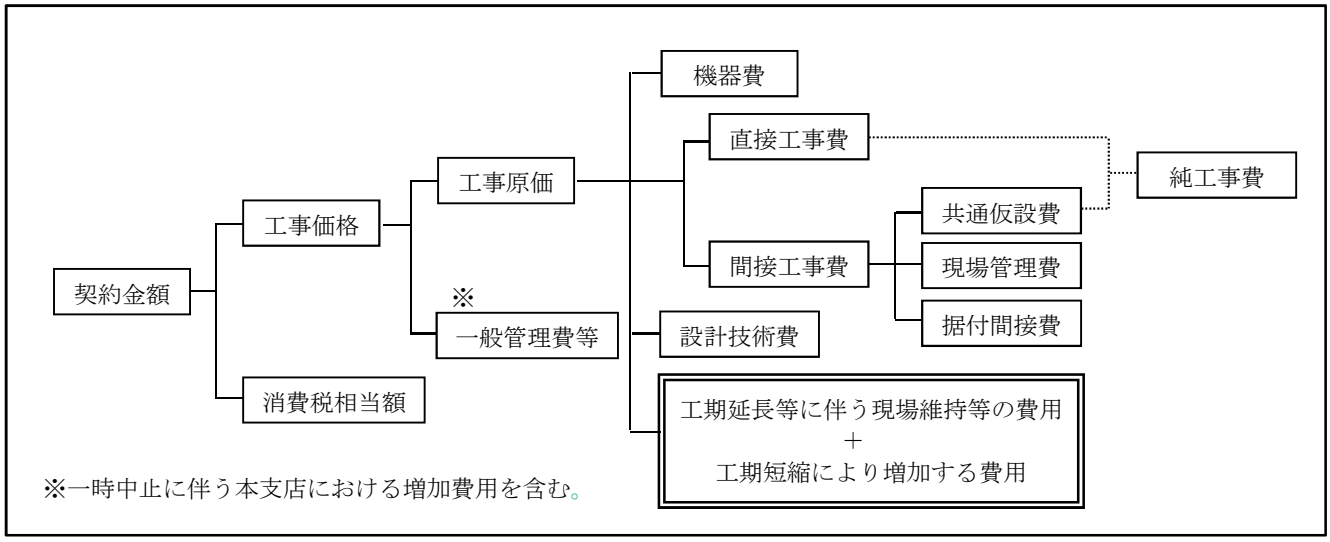

（2）　電気設備工事における契約金額の構成

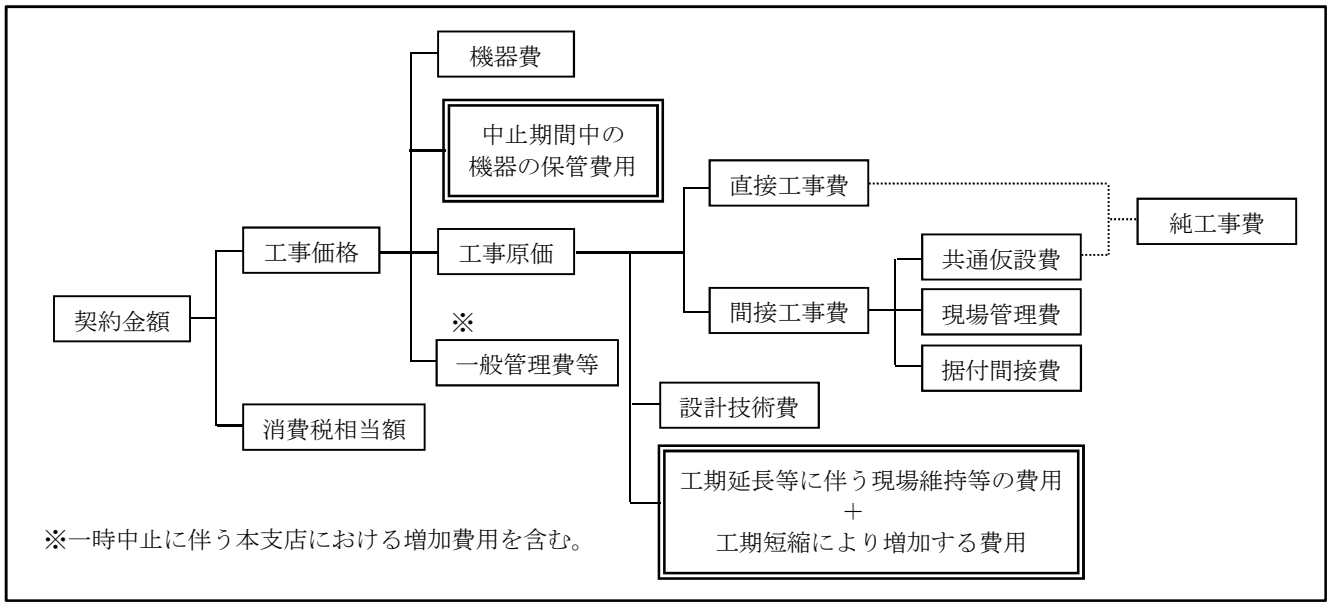

1-5　増加費用等の積算上の取扱い

（１）増加費用の構成費目

増加費用の構成は次のとおりとする。

①　機械設備工事の増加費用の構成費目

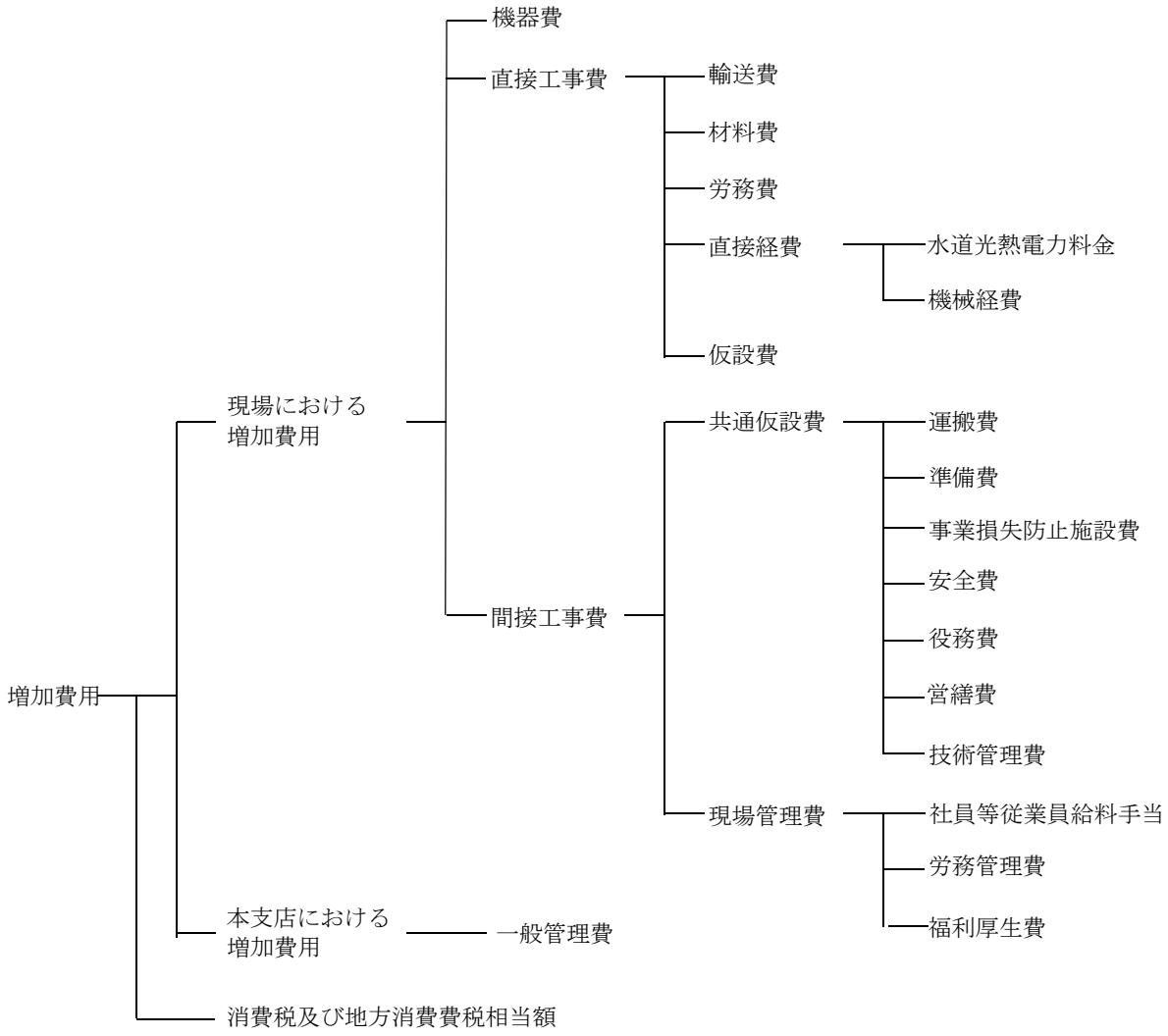

② 電気設備工事の増加費用の構成費目

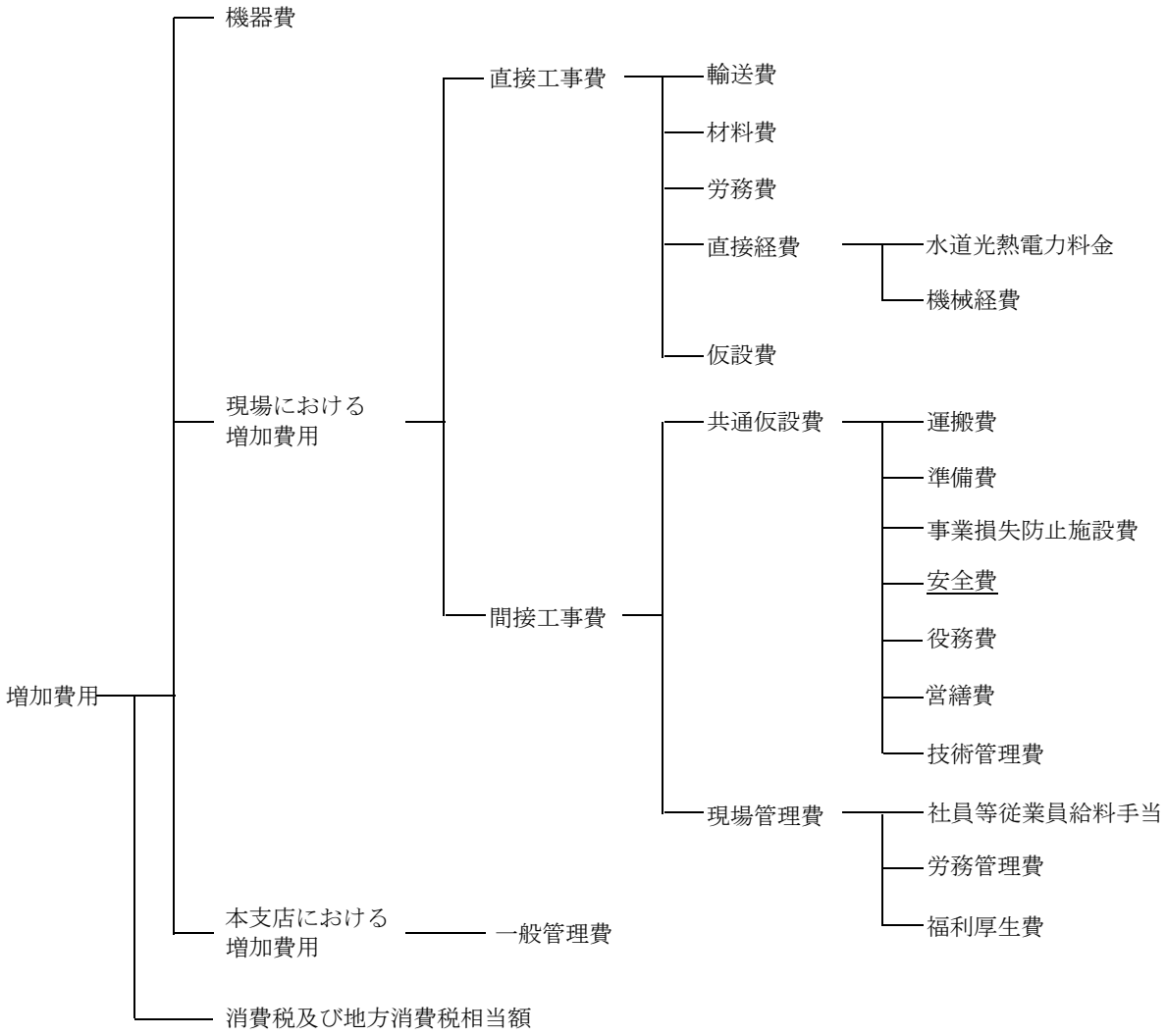

（2）増加費用の費目と内容

① 現場における増加費用

ア 機器費

1）機器の保管費

工事を中止したために、現設計の機器費に計上されている既済部分検査済又は現場搬入済みの機器を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。以下同じ。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

イ 直接工事費

1） 輸送費

工事を中止したために、現設計の機器費に計上されている既済部分検査済み又は現場搬入済みの機器を、発注者が倉庫等へ保管する必要があると認めた場合の、工事現場と保管場所間の機器輸送に係る費用

２）材料費

a　材料の保管費用

工事を中止したために、現設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

b　他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、現設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

３）労務費

a　工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。ただし、特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、発注者と受注者との協議により工事現場に労働者を常駐させた場合にはその費用

b　他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者との協議により工事現場に常駐させた特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

４）直接経費

a　水道光熱電力料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、又は発注者と受注者との協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

b　機械経費

(a) 工事現場に存置する機械器具の費用

現場搬入済みの機械器具のうち現設計に個別計上されている機械器具と同等と認められるものに関する次の費用

a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再投入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械器具等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）

b) 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械器具の運転費用

５）仮設費

(a) 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、現設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

(b) 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

現設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、又は発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

ウ　間接工事費

１）共通仮設費

(ｱ) 運搬費

a　工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点に現場搬入済みの機械器具類及び仮設材等のうち発注者が現設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し、又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

b　大型機械類等の現場内運搬

現設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、又は発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

(ｲ) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、又は発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(ｳ) 事業損失防止施設費

現設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、又は発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた事業損失防止施設費に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

(ｴ) 安全費

a　既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済みの安全設備等のうち、原則として現設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

b　新たな工事現場の維持等に要する安全費

現設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、又は発注者と受注者との協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

(ｵ)役務費

a　プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

現設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

b　電力・水道等の基本料

現設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

(ｶ)技術管理費

技術管理費の増し分費用は、原則として計上しない。

(ｷ)営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち現設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費・損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

2）現場管理費

(ｱ)社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者との協議により定めた次の費用

a　元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械・電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

b　中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当

c　工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

(ｲ)労務管理費

a　他の工事現場へ転入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該の工事現場に専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用

なお、専従的に雇用されていた労務者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（通勤者を含む。以下「専従的労働者」という。）とする。

b　解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者との協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

(ｳ) 福利厚生費

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費及び通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

② 本支店における増加費用（一般管理費）

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

③ 消費税及び地方消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

（３）材料等の価格等の取扱い

増加費用の各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まない。

（４）増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、中止した工事の設計書の中に［中止期間中の現場維持等の費用］として、現契約の契約金額とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、現契約に係る契約金額と増加費用の合算額を契約金額とする。

（５）増加費用の事務処理上の取扱い

① 増加費用は、現契約と同一の予算費目をもって、変更設計の例にならい、契約変更する。

② 増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者とが協議して行うものとする。

２　全部一時中止と一部一時中止の違い

「全部一時中止」と「一部一時中止」

契約約款第19条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとなっている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（全部一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）がある。

一部一時中止の場合の増加費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、契約金額及び工期の変更を行う。

	全部一時中止 （工事全体の中止）	一部一時中止
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 （中止の通知の際に図面に中止箇所を図示）
契約解除できる時期 （契約約款第 45 条）	中止期間が工期の 10 分の５を超えるとき。 （工期の 10 分の５が 180 日を超えるときは 180 日）	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間を工期延長することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。
増加費用の 算定方法	中止期間中の増加費用については、受注者からの見積り等に基づき、受注者と発注者との協議による積上げ積算とする。なお、積上げ積算の対象期間は、土木工事編を準用する。	

３　工事一時中止の増加費用の適用範囲及び項目

		中止の時期		
		契約後 設計・製作前	設計・製作 期間	本工事施工中
		契約締結後で、機器の設計、製作及び材料等が未手配の状態で設計・製作に着手するまでの期間に中止した場合	機器の設計・製作及び現場調査期間で、現場施工に入る前までの準備期間中に中止した場合	
中止期間	設備工事	**増加費用は計上しない。** ※全部中止の場合は技術者の**専任の解除** ※中止期間が工期の5/10（180日）を超えた場合等は契約の解除権が発生	**積上げ積算** ※費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○機器等の保管費用 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される。	

（１）契約後機器等の設計・製作等に着手する前に中止した場合

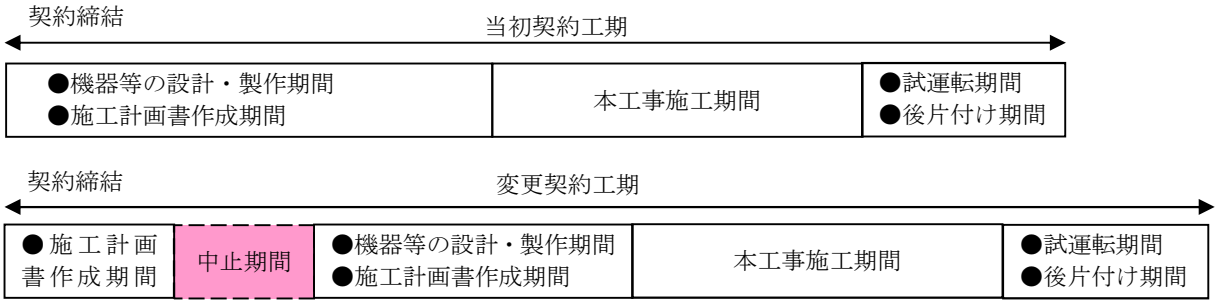

（１）基本計画書の作成

受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

（２）増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

（２）機器等の設計・製作期間中に中止した場合

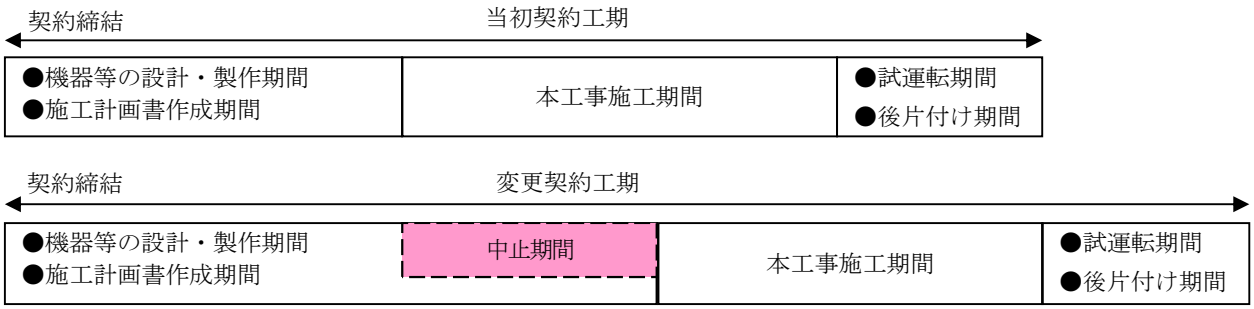

（１）基本計画書の作成

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用※を記載した上で、発注者に提出し承諾を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

（２）増加費用

①増加費用の適用は、受注者から請求があった工事とする。増加費用は、機器等の保管費用及び現場代理人等の費用が想定される。

②増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する（積算は受注者に見積りの提出を求め行う。）。

４　基本計画書の作成例

（１）中止期間中の業務

１）中止期間中の機器の保管について

中止期間中の機器の保管は、○○㈱と保管の契約をし、○○の場所に保管する。保管場所、保管状況については写真で記録する。また、保管中の機器の品質確保については、保管管理記録のとおり定期的に状態を確認し記録する。

２）現場点検の実施

当該施設の職員及び他工事の作業員等が円滑に通行できるよう、○○の間1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておくこと。

３）緊急時の対応

震度３以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

４）中止期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施すること。

①現地調査

工事区間内の現状について調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。

②施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。

中止期間中の業務内容を明記

（２）中止期間中の体制

現場作業が無い又は非専任の場合は、給与等の請求はできない。

中止期間中の体制は以下のとおり

現場代理人‥‥常駐

監理技術者‥‥非専任（東京都工事施行適正化推進要領・同解説による。）

施工担当者‥‥代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、監督員と協議の上、社員を配置する。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこと。

非専任の場合は、給与等の請求はできない
中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

５　積み上げによる積算の請求書例

工事一時中止（全部一時中止）に伴う積算方法（積み上げによる場合）の請求書例

見積りに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

（１）増加費用の見積書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り
工事件名　　○○○○○工事
工事場所　　東京都○○区△△一丁目地内から
　　同区△△三丁目地内
当初工期　　令和○○年○○月○○日
　　から令和○○年○○月○○日
一時中止期間
　　令和○○年○○月○○日
　　から令和○○年○○月○○日
当初契約金額　￥○○○,○○○,○○○
税抜契約金額　￥○○○,○○○,○○○
　増加金額　￥　　２,５７１,３３５
税抜増加金額　￥　　２,４４８,８９１
　　○○○○株式会社　○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り

工事件名	○○○○工事					
	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	適 用
一時中止に伴う増加費用		式	1		2,448,891	
(1)現場管理費		式	1		2,448,891	
・従業員給料手当		式	1		2,152,123	
現場代理人		月	3.3	451,199	1,488,956	資料１
監理技術者		月	1.3	510,129	663,167	資料１
・福利厚生費		式	1	35,498	35,498	資料２
・事務用品費		式	1	50,935	50,935	資料２
・通信交通費		式	1	97,500	97,500	資料２
・現場事務所費		式	1	112,835	112,835	
合　計					2,448,891	

例えば
（１）現場代理人等の給料について

⇩

①当該現場での作業内容、②給与等の内訳書、
③給与明細等の資料

（２）福利厚生費、通信交通費、営繕費について

⇩

①経費別支払調書、②事務用品の証明書類の提出、
③経費支払い集計調書

⇩

妥当性の確認ができた項目を積み上げる。
（例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた2,448,000円を増加費用として計上）

※設計変更する変更契約金額は、落札比率を乗じること。

（2）増加費用の見積りによる場合の根拠資料例

① 現場代理人等給料について【資料１】

ア 当該現場での作業内容

現場代理人	監理技術者

中止期間中間報告　　○月　　総括表

月	日	曜日	作業の内容	月	日	曜日	作業の内容
○年○月	1	金	工事の一時中止指示	○年○月	15	金	基本計画書提出
	2	土			16	土	
	3	日			17	日	
	4	月	現場調査（中止に伴う現場の整理・安全対策）		18	月	施工計画書作成
	5	火	〃		19	火	〃
	6	水	現場の整理・安全対策実施		20	水	工程打合せ（監督員）
	7	木	基本計画書の打合せ（監督員）		21	木	施工計画書作成
	8	金	基本計画書作成		22	金	〃
	9	土			23	土	
	10	日			24	日	
	11	月	基本計画書作成		25	月	全体工程会議（現場）
	12	火	基本計画書内容確認（監督員）		26	火	施工計画書作成打合せ（監督員）
	13	水	基本計画書修正		27	水	施工計画書作成
	14	木	〃		28	木	〃

イ 給与等の内訳書

※ 工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約１か月前から専任を再開（別途変更基本計画書を提出）

月別給与支給明細書

【現場代理人　○○　○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月(9日分)	165,744	5,932	81,072	252,748
合　計	1,275,444	139,804	389,547	1,804,795
対象期間平均	318,861	34,951	97,387	451,199

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。

【監理技術者　○○　○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	234,648	0	81,072	315,720
合　計	758,248	0	262,009	1,020,257
対象期間平均	379,124	0	131,005	510,129

ウ　給与明細等の資料（各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等）

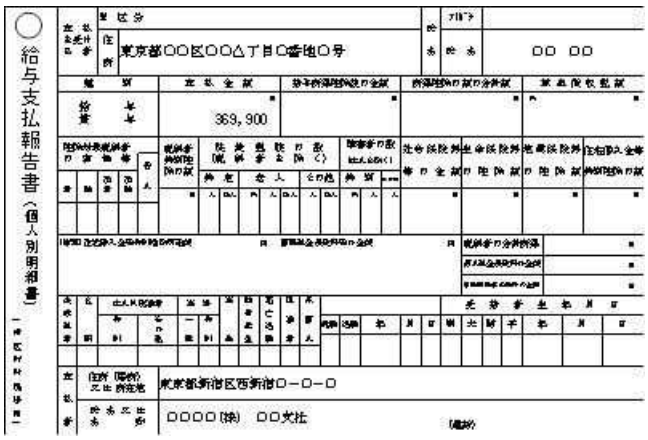

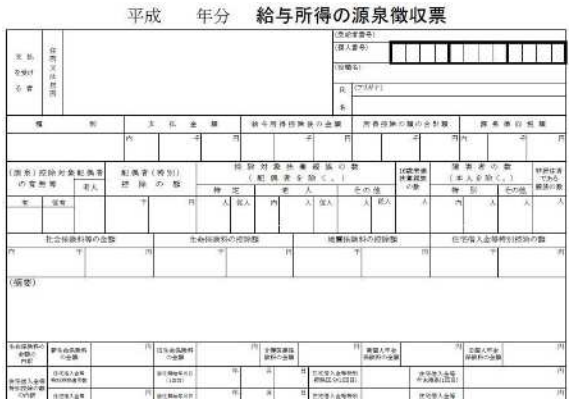

※個人番号（マイナンバー）は黒塗りし、提出すること。

② 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料２】

ア　費別支払調書（平成○○年　○月分）

税抜き金額

	項目	細別	支払先	金額	備考
	事務用品費				
		コピー代	○○○(株)	37,000	
	通信交通費				
		連絡車	(株)○○○ﾘｰｽ	22,500	
	現場事務所				
		レンタルハウス	○○○○(株)	38,000	
	合　計			97,500	

イ　事務用品費の証明書類の提出（請求書の例）

請 求 書

※弊社よりお知らせしている貴社コードを記入してください

取引コード

○○○株式会社　御中

平成○○年○○月○○日

今回請求金	￥24,300

請求番号 1 2 3 4

住所　東京都新宿区西新宿○○丁目○番地

会社名　株式会社 ○○○リース
代表者　東京 太郎
TEL　03－5320－5217

工事名等	○○○○工事	名称	メンテナンスカウンター料

※出来高請求の場合には、名称欄に当月末の出来高累計及び今回請求金額を記載してください。

月	日	名称	数量	単位	単価	金額	備考
		ライトバン	3	日	7,500	22,500	
		値引き					
		消費税				1,800	

※注文書の契約事項を記入してください。

契約事項	契約番号	
	契約年月日	年　月　日
	契約金	
	増減金	
	差し引き計	

※○○会社使用欄（記入しないでください）

請求額算定	出来高累計			
	支払率	%		
	支払金	前回		
		今回		
		累計		

1.払切　2.内払（　）回目　3.精算

経理担当部	店別	
営業所等	所属	

ウ　経費支払い　集計内訳調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
○月	7,850		22,500	38,000
○月			22,500	38,000
○月	27,648		22,500	38,000
○月		37,000	22,500	38,000
○月(9日分)		13,935	7,500	11,032
合計	35,498	50,935	97,500	163,032

第６章　工事一時中止に関する様式集

（1）受注者提出用

統一１６

文書番号 (工事番号)	

（請求・通知
報告・協議）書

年　　月　　日

（発注者あて）　　殿

住所

受注者

氏名　（法人の場合は
名称及び代表者の氏名）

下記工事について工事請負契約書の第　　条　　項により（請求・通知
報告・協議）します。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	￥ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）		
契約年月日	年　　月　　日	工期	
（請求・通知 報告・協議）内容			

監理業務受託者	事務所名		担当者名	

文書番号 (工事番号)	

報告書

年　　月　　日

(発注者あて)　　殿

住所

受注者

氏名　(法人の場合は
名称及び代表者の氏名)

年　　月　　日 付け一時中止に伴う増加費用の見積書を下記のとおり提出します。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	￥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)		
契約年月日	年　　月　　日	工期	

報告内容

一時中止に伴う増加費用の内訳書
例) 現場代理人の月別給与支給明細書類
　　経費支払調書
　　事務用品費の証明書類

監理業務受託者	事務所名		担当者名	

統一１７

承　諾　書

年　　月　　日

（発注者あて）　　殿

住所

受注者

氏名　（法人の場合は
名称及び代表者の氏名）　　印

年　　月　　日付　　第　　号による　　については異議がないので承諾します。

統一２２

文書番号 (工事番号)	

基　本　計　画　書

年　　月　　日

(発注者あて)　　殿

住所

受注者

氏名　(法人の場合は
名称及び代表者の氏名)

現場代理人氏名

下記工事について別添基本計画書を提出します。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	￥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)		
契約年月日	年　　月　　日	工　　期	

監理業務受託者	事務所名		担当者名	

注　この様式は、施工計画書のほか変更施工計画書、溶接工の名簿、警戒宣言に伴う緊急時対策計画書等の書類の提出にも使用する。

（2）発注者提出用

（一部一時中止）

○○下　　第　　号の
年　　月　　日

（受注者）　　殿

東京都下水道局
○　○　所長　　○○　○○

工事一部一時中止について（通知）

契約約款第１９条第２項により、下記のとおり工事を一部一時中止する。

記

1　工 事 番 号

2　工 事 件 名

3　中　　止　　年　月　日

4　中止解除予定　　年　月　日

5　中止予定日数　　日間

6　中 止 箇 所

7　理　　由

（一部一時中止の解除）

○○下　　第　　号の
年　　月　　日

（受注者）　　殿

東京都下水道局
○　○　所長　○○　○○

工事一部一時中止の解除について（通知）

年　　月　　日付　　下　　第　　号の　　により通知した下記工事の一部一時中止については、中止事由が消滅したので　　年　　月　　日に解除する。

記

1　工 事 番 号

2　工 事 件 名

（全部一時中止）

○○下　　第　　号の
年　　月　　日

（受注者）　　殿

東京都下水道局
○○　所長　○○　○○

工事全部一時中止について（通知）

契約約款第１９条第２項により、下記のとおり工事を全部一時中止する。

記

1　工 事 番 号

2　工 事 件 名

3　中　　止　　年　月　日

4　中止解除予定　　年　月　日

5　中止予定日数　　日間

6　理　　由

（全部一時中止の解除）

○○下　　第　　号の
年　　月　　日

（受注者）　　殿

東京都下水道局
○　○　所長　○○　○○

工事全部一時中止の解除について（通知）

年　　月　　日付　　下　　第　　号の　により通知した下記工事の全部一時中止については、中止事由が消滅したので　　年　　月　　日に解除する。

記

１　工 事 番 号

２　工 事 件 名

○○○第　　号

年　　月　　日

(受注者)　　殿

○○○事務所長

○　○　○　○　　印

契 約 変 更 額 回 答 書

工事請負契約書第　　条第　号に基づき、契約金額変更請求がありましたが、契約金額の変更対象とはなりませんので、その旨、通知します。

文 書 番 号 (契 約 番 号)			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	￥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)		
契 約 年 月 日	年　　月　　日	履 行 期 限	年　　月　　日
備 考			

○○○第　　号

年　　月　　日

(受注者)　　殿

○○○事務所長

○　○　○　○　　印

工事の設計変更について

下記の工事について、別添のとおり設計変更する必要が生じたので、工事請負契約書第１８条及び第２３条に基づき措置したいので協議します。
御異議のないときは、承諾書を提出してください。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	￥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)		
契約年月日	年　　月　　日	履行期限	年　　月　　日
変更内容 見込金額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)		
変更内容 理由			

関連資料

契　約　約　款（抜粋）

（総　則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完了し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、工期が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日、１２月２９日から同月３１日までの期間、１月２日、同月３日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（監督員）

第８条　発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

⑴　工事の施工についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

⑵　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

⑶　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（支給材料、貸与品及び発生品）

第１４条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する建設機械器具及び工事材料（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を確認しなければならない。この場合において、受注者は、当該確認の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　発注者は、受注者から第２項の通知を受けた場合においても、当該支給材料又は貸与品について交換その他の措置をとる必要がないと認めるときは、受注者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を請求することができる。

5　発注者は、前項の請求を行うことが適当でないと認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は次項の規定により支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

6　発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の確認により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。この場合においては、第４項及び第５項並びに第７項の規定を準用する。

9　受注者は、支給材料又は貸与品若しくは工事の施工に伴い生じた発生品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

10　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は使用目的が終了した貸与品及び発生品を発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品は、修理清掃の後、発注者又は監督員の確認を受けて引き渡さなければならない。

11　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品若しくは発生品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

12　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１６条　受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担をしなければならない。

2　発注者又は監督員は、受注者が第１２条第２項又は第１３条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査し、又は確認することができる。

3　前項に規定するほか、発注者又は監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、

当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査し、又は確認することができる。

４　前２項の場合において、検査等及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１７条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

⑴　図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

⑵　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

⑶　設計図書の表示が明確でないこと。

⑷　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、速やかに通知できないやむを得ない理由があるときは、通知を遅らせることができる。

４　前項の調査の結果、第１項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第１８条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第１９条　工事用地等の確保できない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工

できないと認められるとき、又は第１７条第１項の事実についての確認が、発注者と受注者との間で一致しない場合において、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止について受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第２０条　受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第２１条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更等）

第２２条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（著しく短い工期の禁止）

第２２条の２　発注者は、工期の変更を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（契約金額の変更方法等）

第２３条　契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

２　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

３　前２項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

第２４条　発注者又は受注者は、工期内で契約締結の日から９月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の１００分の１を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

（臨機の措置）

第２５条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第２９条　発注者は、第７条、第１４条、第１６条から第２１条まで、第２４条から第２６条まで、前条又は第３３条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。